

第二章 社会福祉

第一節 社会福祉制度

国の社会福祉制度の変遷については、市史上巻第七編第二章第一節に概要が記述されており、昭和五十五年以降福祉に係した法令としては、昭和五十八年二月一日から施行された老人保健法がある。

従来、社会福祉に関する法としては生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法のいわゆる福祉六法であるが、この老人保健法も福祉と密接なかわりがあるので、これも加えて福祉七法という場合もある。

これらの諸法に基づいて社会福祉行政を執行する機関として、昭和二十六年十月に北海道では各支庁に社会福祉課、各市に福祉事務所が発足したが、滝川市でも町制時代には支庁の社会福祉課のもとに業務が行われていたのである。

昭和三十三年七月一日、市制の施行に伴い社会福祉事業法の定めにより滝川市にも福祉事務所が設置されて業務を開始した。

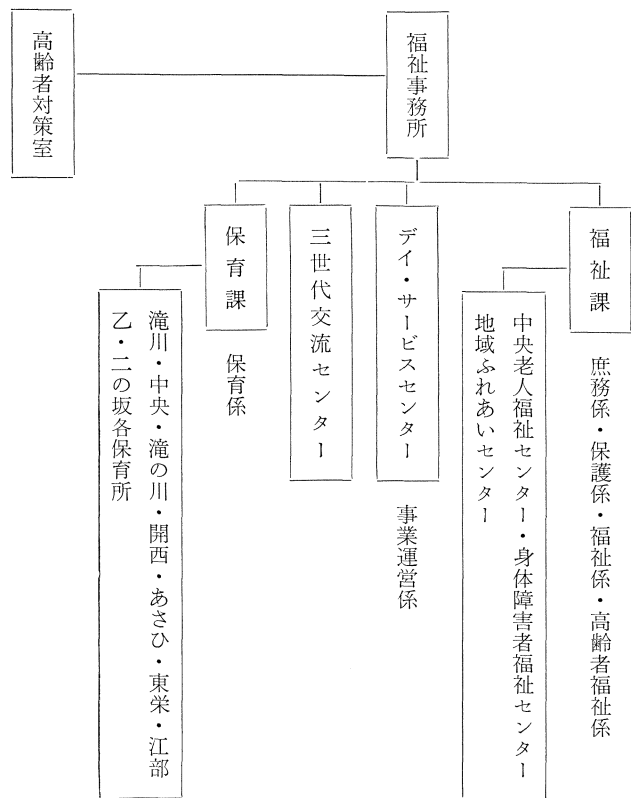
市史上巻では滝川市における経緯が省略されているので、若干補

説することとした。

開設当初は、所長の下に事務係と保護係しかなく、戦没者遺族や引揚者などの援護、戦没者追悼式、敬老会、保育所などをはじめ、その他の社会福祉関係事務は従前どおり市民課民生係が担当していた。これは、まだ社会福祉制度が不十分であり、生活保護法・児童福祉法及び身体障害者福祉法のいわゆる福祉三法時代であったことからこのような措置になったものである。

その後、法の整備とともに滝川市の福祉も充実し、施設の新設、拡充につれて機構も拡大し、福祉を優先する滝川市政の最先端で積

滝川市福祉事務所の機構（平成元年四月一日現在）



極的な社会福祉行政を推進している。

1 滝川市民福祉条例関係の執行概要

福祉事務所にかかわりあいのある社会福祉行政関係の市条例はいくつかあったが、昭和四十八年四月、滝川市では乳幼児医療費補助金条例、遺児福祉年金条例、心身障害児福祉年金条例及び敬老年金条例のほか、関係する要綱などを整理統合して、新たに滝川市民福祉条例を制定、公布した。

これは、行政の簡素化・合理化・効率化のはしりともいえるもので、内容は医療・助産・年金のほか、バス無料乗車証・災害見舞金も含めて一〇項目の施策がもられている。

この中で、バス無料乗車証は、七〇歳以上の高齢者に対して、社会に貢献した功績に対する感謝と老人福祉の増進を図ることを目的にしたもので、昭和五十年一月から実施した。

このことは、直接交通機関を持たない市町村としては、全道ではじめてであり、全国でもあまり例のない施策で当時各市町村に大きな波紋を投げかけ話題になったものである。

その後、老人保健法の改正で、その内容も変わったものもある。現在、条例にもとづいて執行されている概要について記載した。

① 乳幼児医療関係

なお、数値については、各年度事務概要報告書によっている。

医療費個人負担助成

対象は三歳未満の入院外、六歳未満の入院医療、四歳未満の歯科

年 度	入 院		入 外		歯 科 ・ そ の 他		計	
	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	支 給 額
昭和五四	二七二	五、〇二二、二一三	一一、五二一	二二、〇三九、一二六	六五五	一、七〇九、四〇五	一一、四四八	二九、七七〇、七四四
五五	四五九	一一、二七〇、四八一	二〇、三八五	三五、〇四四、五九三	四五六	一、四七九、九四四	二一、三〇〇	四七、七九四、九九八
五六	三〇八	五、五六四、五七二	一九、一一二	三一、六二四、六六〇	五三八	二、三六七、六六六	一九、九五八	三九、五五六、八九八
五七	三八二	七、五九七、一六一	一九、一七七	三〇、五八六、五五七	四八一	三、〇八八、八〇七	二〇、〇四〇	四一、二七二、五二五
五八	四二五	九、二二六、七八六	一八、四九三	二八、六七八、二二七	三八四	一、八五二、〇三三	一九、三〇二	三九、七五七、〇三六
五九	五五九	一一、八三〇、〇四四	一八、一四一	二八、八五三、八四五	三四三	一、一七四、三〇四	一九、〇四三	四一、八五八、一九三
六〇	六四一	一五、七九六、六四八	一八、〇七二	三一、七二一、一四〇	三六二	一、二〇一、二二〇	一九、〇七五	四八、七一九、〇〇八
六一	五三五	一五、九二三、一一八	一六、五八九	三〇、〇五八、八九二	三九七	一、四一二、九四三	一七、五二一	四七、三九四、九四六

六二	五九一	一六、五九〇、六八四	一六、五八六	三〇、二四六、〇一六	四三五	一、五七四、二〇八	一七、六一三	四八、四一〇、九〇八
六三	五七〇	一七、〇一一、二三一	一六、一二五	二九、〇二〇、七二三	五一四	二、一八三、七五七	一七、二〇九	四八、二〇五、七〇一

② 遺児福祉年金

対象は交通災害等不慮の災害による遺児に対し義務教育終了まで一人年額一万五、〇〇〇円支給

年 度	対象世帯 帯	対象児 童	支 給 円額	年 度	対象世帯 帯	対象児 童	支 給 円額
昭和五四	一九	二五	三三一、二五〇	五九	一三	一八	二六二、五〇〇
五五	一八	二一	三〇六、二五〇	六〇	一二	一四	二〇六、二五〇
五六	一三	一八	二五五、〇〇〇	六一	一四	二一	二五七、五〇〇
五七	一六	二二	二五五、〇〇〇	六二	九	一五	二二五、〇〇〇
五八	一六	二五	三一七、五〇〇	六三	一〇	一七	二三二、五〇〇

④ 入院・助産措置費

対象は生活保護法による被保護世帯、被保護世帯以外でこれに準ずると市長の認めた世帯

年 度	人 員	助 成 円 額	年 度	人 員	助 成 円 額
昭和五四	一六	二、〇五五、八五五	五九	九	一、三〇九、三〇五
五五	一三	一、五九三、〇二四	六〇	一六	二、五二四、七二四
五六	一〇	一、三二四、〇九三	六一	一四	二、三八四、一四一
五七	九	一、二九六、五八〇	六二	一三	二、一六四、七二四
五八	一三	二、一七八、〇六〇	六三	一三	二、三二九、一一〇

③ 心身障害児童福祉年金

対象は二〇歳未満の該当児童で基準に定める重度障害の状態にある者。福祉施設に入所している者も含む。年額一万五、〇〇〇円支給

年 度	対象世帯 帯	対象児 童	支 給 円額	年 度	対象世帯 帯	対象児 童	支 給 円額
五四	五一	五一	七一一、二五〇	五九	六〇	六〇	八三一、二五〇
五五	五四	五四	七四三、七五〇	六〇	五六	五六	七八三、七五〇
五六	五九	五九	八二八、七五〇	六一	五四	五四	七五七、五〇〇
五七	六二	六二	八五六、二五〇	六二	五一	五一	七三一、二五〇
五八	六一	六一	八五五、〇〇〇	六三	五〇	五〇	七一五、〇〇〇

⑤ 重度心身障害者医療給付

対象は身体障害者手帳交付者で一・二級該当者、重度精神薄弱者と精神衛生センター診断の者、初診時一部負担を除いた金額を給付

年 度	延 人 員	給 付 円 額	年 度	延 人 員	給 付 円 額
昭和五四	七八三、三九	六一七、七五六、五九	五九	八、〇九三	七〇、四九三、五六七
五五	〇三八五、一九五	八〇八、六〇	六〇	八、九七三	七八、四一八、二一一
五六	一六〇四七、二〇九	五七三、六一	六一	九、三八一	八一、六五九、四八六
五七	三四七五二、四八九	四八六、六二一〇、六六九	六二	九、九六九	九九、六一七、八四六
五八	二一〇五六、三九八、一五五	六三一、一、七七〇	六三	一一、七七一	一一七、三二六、九四一

⑥ 老人医療費助成

対象は条例第二十八条の二に該当

年 度	助 成 件 数	助 成 金 額 (円)	年 度	助 成 件 数	助 成 金 額 (円)
五八	五三、三七二	一、八九二、七一四、八八二	五九	五六、九九七	二、一一五、九二三、四七四
五七	五三、五八二	四四五、一二八、〇五六	六〇	五九、二二七	二、三三七、二二〇、四〇五
五六	四四、〇八五	三〇九、四七四、六三七	六一	六二、九七五	二、五八九、四五七、六六八
五五	四四、五三一	二九一、六五二、七一七	六二	六六、三〇六	二、八二七、九九四、七三二
五四	四三、六五八	二四九、四四九、六九二	六三	七四、二一四	三、五〇三、六二九、八三六

⑦ 母子家庭等医療費助成

対象は両親のいない家庭などの母と児童（一八歳未満の児童、一八歳に達する年度の末日まで）で現に児童を扶養している家庭、または両親死亡行先不明などの事由にある児童を現に養育している家庭、初診時一部負担金を除いた金額。昭和五十四年一月一日一部条例改正により母を加えた。

年 度	助 成 件 数	助 成 金 額 (円)	年 度	助 成 件 数	助 成 金 額 (円)
昭和五八	二、三〇〇	六、二四一、九二九	五九	三、九二二	一五、四四五、五四六
五七	二、〇五一	四、九八六、二八二	六〇	三、八五七	一六、二四一、二七六
五六	一、六七三	三、八九二、五二八	六一	三、七七八	一五、七〇八、四八三
五五	一、五六八	三、九一八、〇五四	六二	三、四八三	一二、八一六、六八八
五四	一、〇一八	三、七九三、九九二	六三	三、四八三	七、八〇一、七一〇

2 身体障害者福祉関係

昭和二十四年十二月身体障害者福祉法が公布されて以来、滝川市は積極的に福祉行政を推進し、法に基づいた医療給付・扶助をはじめ

めとして市独自の援護体制づくりや施設の整備につとめてきており、〃福祉のまち〃として全道的にも高い評価を受けている。

こうした最近における滝川市福祉行政への取組みと、昭和五十四年度以降の障害別手帳交付の該当者数などの概要は次のとおりである。

身体障害者福祉への取組み 昭和五十一年に市では言語障害児の言語治療を始めるため滝川第三小学校に言語障害学級(幼児ことばの教室も併設)を開設、昭和六十一年には東小学校に肢体不自由児学級も開設し、学童に対する特別指導を行っている。

昭和五十二年には、外出困難な在宅重度身体障害者に対して、身体障害者福祉電話事業をはじめ、現在一六台の福祉電話を貸与して喜ばれている。

施設の面では、昭和五十九年三月に身体障害者授産施設「滝川更生園」を完成し、四月一日より操業を開始して現在順調な歩みを続けている。また、昭和六十年三月には機能回復訓練をはじめ、スポ

「ツ・レクリエーションを楽しめる施設として」「身体障害者福祉センター」と「地域ふれあいセンター」を併設、更に隣接して、身体障害者が日常生活を過しやすく設計された「身体障害者公営住宅」が建設されるなど飛躍的に整備されてきた。

また、昭和五十六、七年の二年間は国と道から、障害者のまちづくり推進事業の指定を受け、昭和五十六年八月に「滝川市障害者のまちづくり推進協議会(会長神部和典)」が発足した。

この協議会では、大別して生活環境改善と障害者福祉サービスの二つの事業について積極的に推進した結果、市民のボランティア活動も盛んとなり、また、その後における障害者に対する福祉施設建設促進運動へと発展していったのである。

更生医療費給付状況(法第一九の三項関係)

(単位 千円)

年 度	給付件数	総 額	給 付 額	他保負担金	自己負担金
昭和五四年	一三人	八〇、八九九	三、七九七	七六、六〇八	四九三
五五年	二一人	一四四、七八七	六、七七八	一三七、四九〇	五一九
五六年	二二八	一六四、一五九	八、二四五	一五五、二八九	六二五
五七年	二三七	一八〇、四二一	九、一七六	一七〇、一四一	一〇三
五八年	二五〇	一七三、一六四	一、二三五	一六〇、五四九	三七九
五九年	三〇四	二〇三、九八八	九、五一七	一九三、一七五	二九六
六〇年	二六〇	一六四、八三四	二、四二八	一六一、七〇八	六九九
六一年	三一三	一八五、七二三	三、二二六	一八一、六三三	八六四
六二年	三三三	一五九、八一五	二、五二四	一五六、四八四	八〇七
六三年	三〇〇	一四〇、五六六	三、〇八一	一三六、八五〇	六三五

注 五四年、五五年度は受給者の人数で、五六年度以降は給付件数である。

第二章 社会福祉

更生援護施設入所状況(法第二七条関係)

年 度	実人員 員	年延人 員	施設数	措 置 費 (千円)	年 度 実 人 員 員	年 延 人 員 員	施 設 数	措 置 費 (千円)
五四	一五	一六六	一〇	一八、二二一	五九	四六九	一一	五五、四〇三
五五	二〇	一九〇	一五	二二、九九七	六〇	四五五	一三	五六、三九二
五六	一	一七六	一二	二二、一四一	六一	四二九	一一	五四、六五九
五七	一	一七〇	一二	二三、八二五	六二	五〇〇	一三	五八、七〇〇
五八	一	二一五	一一	三二、〇九五	六三	四七五	一三	五四、三三三

身体障害者障害別手帳交付状況

年 度	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害	総 数	新規申請
五四	二二六	二〇五	六	八二六	四三	一、三〇六	一二九
五五	二二二	二三〇	七	八六二	四九	一、三八〇	九八
五六	二六八	二五六	一〇	八一三	七八	一、四二五	一二八
五七	二五七	二七四	一五	九二二	六五	一、五三二	一二六
五八	二八二	二九三	二四	一、〇〇一	八三	一、六八三	一三七
五九	二八二	二九二	二四	一、〇〇九	九五	一、七〇二	一〇三
六〇	二七四	二九〇	二五	一、〇二二	一一六	一、七二七	一五六
六一	二七四	三五七	二三	一、〇八四	一四九	一、八八七	一三九
六二	二五九	三三五	一五	一、〇九〇	一七四	一、八七三	一五〇
六三	二五五	三三七	一五	一、一二六	一七五	一、九〇八	一三〇

財団法人北海道傷痍軍人会滝川地方支部

第二次大戦終結後すでに半世紀近く過ぎ、日本は完全に復興し、経済大国として世界の指導的地位を占めている現状にある反面、この大戦で数百万の死傷者を出した悲惨な爪跡はいまだに癒えず、折

にふれて社会問題として大きく取りあげられている。

滝川市でも戦争の犠牲となつて戦死した軍人、軍属の家族は遺族会を組織し、設立目的に即した独自の活動を続けている（第二章第三節滝川市遺族会参照）。また、不幸にして戦争による傷病のため生活力の大半を犠牲にし苦悩を共にしている者について当面する諸問題解決のため、組織力が必要であることから、香西弘・伊藤嘉朗・田中芳夫・小島二郎などが発起人となり傷痍軍人会を結成したのである。

昭和三十七年六月二十七日に滝川市（合併以後江部乙町も含む）・新十津川・浦臼町の区域で財団法人北海道傷痍軍人会滝川地方支部を設立、同時にその妻の会支部も設置した。なお、家族の会は昭和五十一年十二月に設置している。

設立の目的、事業概要については市史上巻七七三ページに掲載されているので、本節では最近の状況のみ記述する。

事業としては、妻の会・家族の会の拡充、団結をはかり、傷病恩給の増額、遺族補償の確立をはかるため積極的に活動することと、北方領土の早期返還運動促進などである。この支部事務局は、支部長宅に置いている。

平成元年度の会員数は三三名、妻の会会員二八名、家族の会会員三三名である。

歴代支部長名

初代 伊藤嘉朗 昭和三七・六・二七 二代 香西 弘 昭和三九・二・三一
三代 田中芳夫 昭和四〇・二・一五 四代 香西 弘 昭和四三・二・二六
五代 田中芳夫 昭和六一・二・二三（現在）

妻の会支部長 香西キク 昭和三七・六・二七（現在）
家族の会支部長 香西国雄 昭和五一・一・二一〇（現在）

身体障害者団体

滝川市と江部乙町の合併以前には、社団法人北海道身体障害者福祉協会（略称北身協）滝川支部と、北身協空知支庁支部江部乙分会と、それぞれが団体を構成していた。

合併後の昭和四十七年四月一日、この二つの組織が統合して、北身協滝川支部と一本化されたのであるが、事業運営に両者の考え方の相違があったり、遠距離的な問題などもあって、統合後わずか四カ月余の四十七年八月江部乙町関係者が多数脱会するに至った。

これらの脱退者は、新しく滝川市江部乙町身障者協会を設立し、江部乙町関係者の大部分が新しい組織に加入することとなった。

その後、一つの市に二つの組織があることはいろいろな面で好ましくないということから、福祉事務所をはじめ関係者が統合するよう働きかけてきたが、合意に達せず現在も二つの組織が、それぞれ独自の活動を続けている。

注 市史上巻では、江部乙の分離独立は昭和四十八年となっているが、滝川市福祉事務所発足二十五年記念誌及び、北身協滝川支部二十年史によると、昭和四十七年八月となっているので、本節では昭和四十七年としている。

社団法人北海道身体障害者福祉協会滝川支部

昭和四十三年支部を結成、その後江部乙の合併、分離などの経緯があったが、支部としては会員の増加をはかり、活発な事業を推進している。事務所も滝川市身体障害者福祉センターの移転に伴って移し、現在は昭和六十年四月に新築された同センター内に置き、事

業を行っている。

事業内容は、年度により若干異なるが、昭和六十三年度事業計画により、従来の概要を知ることができる。

- 昭和六十三年度事業計画
- 一 日身連委託事業の推進
 - 二 自主財源の確保
 - 三 会員及び役員研修会
 - 四 重度身障者慰問
 - 五 厚生相談及び結婚相談
 - 六 広報活動
 - 七 組織活動と入会督励
 - 八 身障者に関する各種事業参加
- (1) ふれあい事業
 - (2) デイサービス事業
 - (3) 障害者の日事業
 - (4) その他の事業
- 九 全道身障者福祉大会
 - 一〇 全道身障者スポーツ大会
 - 一一 空知管内身障者スポーツ大会
 - 一二 滝川支部創立二十周年記念事業
 - 一三 支部事務室の日直

なお、昭和六十三年九月十一日には北身協滝川支部設立二十周年記念式典を挙げ会員一〇〇名が参加し、満二〇年の節目を祝うとともに今後の発展を祈念した。また、支部二〇年史も発刊している。

現在の会員数 四二〇名

歴代支部長

- | | | |
|----|-------|--------------|
| 初代 | 入沢弥之助 | 昭和四三・九〜四六・三 |
| 二代 | 木村蔵次郎 | 昭和四六・四〜五六・七 |
| 三代 | 太田 繁雄 | 昭和五七・四〜六〇・三 |
| 四代 | 安田 敏夫 | 昭和六〇・四〜六二・三 |
| 五代 | 丸山 正平 | 昭和六二・四〜平成元・三 |
| 六代 | 田中 清義 | 平成元・四〜現在 |

滝川市江部乙町身障者協会 前述のとおり、昭和四十七年四月に

北身協滝川支部に統合されたが、四か月余で分離独立し新しく滝川市江部乙町身障者協会を設立した。江部乙町関係の大部分がこの協会に加入し、事務局を会長宅に置いている。現在九五名の会員がいる。

事業としては、会員相互の研修と親睦、会員福祉対策の促進、補装用具の交付普及、施設見学、会員の慰安と財源確保に努めている。

歴代会長 初代 吉田 堅治 昭和四八・九〜五四・六・三〇

二代 池田 清男 昭和五四・七・八〜現在

滝川心身障害児を持つ親の会（たんぼほの会）

滝川市には従来、障害児を持つ親の団体として「こぶしの会」

（重度心身障害児を持つ親の会）、「あゆみの会」（肢体不自由児を持つ親の会）、「めばえの会」（情緒障害や言語障害の幼児を持つ親の会）の三団体があり、それぞれ日ごろの悩みを話しあったり、子供の生活改善や各種施設整備促進運動などにとめていた。

しかし、こうした小さな団体では人数も少なく交流も限られ、また組織的な事業を実施するにしても不便だから三団体を統合してはどうかという意見が会員の中から出てきた。

こうした情勢の中で、これらの団体を援助、指導する立場にある市福祉事務所も統合促進にとめた結果、昭和六十二年五月になって前記三団体は発展的解消し、新しく「滝川心身障害児を持つ親の会」（通称たんぼほの会）が発足した。

会の事業としては、三団体が行っていた事業を整理統合するとともに、上部団体（北海道肢体不自由児者福祉連合協会、北海道精神薄弱者育成協会との連携を密にするようにしている）。

その内容は①会員相互の親睦と協力 ②障害児を持つ親としての研修 ③機能訓練や療育の充実強化促進運動 ④施設や関係機関と

の連携強化 ⑤雇用促進と施設整備要望活動 ⑥組織活動の強化などである。

平成元年度の具体的活動計画の概要は次のとおりである。

- ①施設（雨竜署寒の里）見学（七月）
- ②ミニ運動会（八月）
- ③全道精神薄弱者育成協会全道大会（帯広市八月）
- ④近隣町村との交流会
- ⑤全道肢体不自由児者福祉大会（帯広市十月）
- ⑥市内健常児との交流会（十一月）
- ⑦クリスマス会（十二月）

なお、「たんぼの会」の直接の事業ではないが、会員の子弟も毎週月・水・金の三日間は、滝川市身体障害者福祉センターで療育訓練を受けており、更に美唄養護学校職員が同センターで訪問指導を毎週金曜日に実施しているが、これにも参加させるなど、意欲的に事業を推進している。

たんぼの会

会員数 四十三名（平成元年六月現在）

役員 会長 秋本 勝美 昭六二・五〇現在
副会長 藤本 文子

事務局 中村日出男 村田やす子
事務局所在地 泉町二丁目一〇―二五

注 市史上巻三団体の五四年以降会長

- こぶしの会 三代 加藤 トキ 五三・一〇六二・三
- あゆみの会 二代 鎌田 尚彦 五四・六〇六一・三
- 三代 秋本 勝美 六一・三〇六二・三
- めばえの会 三代 三浦 孝司 五三・一〇五八・一
- 四代 杉山真理子 五八・一〇六〇・三
- 五代 紅露 弘子 六〇・三〇六二・三
- 六代 吉田留美子 六二・三〇六二・四

3 精神薄弱者福祉関係

昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号で精神薄弱者福祉法が公布され、国及び地方公共団体は国民の理解を深め、更生の援助と必要な保護の実施につとめなければならないとされている。

援護施設としては、更生、授産施設が設置され、一八歳以上の精神薄弱者の保護・更生指導及び訓練などを実施することとなっている。

滝川市では、従来この精神薄弱者の援護施設がなく道内の各施設に委託收容されていたが、昭和六十三年二月から通所更生施設「滝川新生園」が開園され、該当者の一部が收容されることになった。收容施設委託状況については次のとおりである。

年 度	委 託		措 置 費 支 給 額 (千円)	年 度	委 託		措 置 費 支 給 額 (千円)
	施 設 数	延 託 年 間 人 員			施 設 数	延 託 年 間 人 員	
昭和 五四	一六	二六八	三八、一七一	五九	二三	六一	九二、八九一
五五	一九	三五四	四五、三六〇	六〇	二五	六四七	一〇一、一六四
五六	一八	四九六	六六、二四八	六一	二五	六六四	一〇五、七六八
五七	二一	五二五	七六、六二九	六二	二七	七四八	一二二、四四五
五八	二一	五二三	七六、七九九	六三	二九	八八三	一三九、六八一

4 母子福祉関係

昭和三十九年七月一日法律第一二九号で母子福祉法（昭和五十六年六

月「母子及び寡婦福祉法」と改正が公布され、母子家庭等の自立促進、生活の安定と向上につとめている。

その具体策として母子福祉資金の貸付制度がある。これは、事業の開始、継続や配偶者のない女子が扶養する児童の修学、扶養している児童が事業を開始したり、就職に必要な知識技能の習得のため

の資金貸付などである。これは北海道庁直接の所管事務であるが、取扱いは市を経由して行われている。

現行の貸付金の種類、限度額などの基準及び貸付状況は次のとおりである。

母子福祉資金貸付金一覧（平成元年現在）

種別	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
事業開始	二二〇万円	貸付日から 一年間	据置期間経過後 七年以内	年利三%
事業継続	一回につき 一〇五万円	〃 六ヶ月	〃 三年半以内	〃
技能修得	事業開始修得月額 二万円 特別な場合 三二万円	習得期間満了後 六ヶ月	〃 一〇年以内	〃
就職仕度	八万円	貸付日から 一年間	〃 五年以内	〃
住宅	補修・改築 一〇〇万円 特別・増改築 一八〇万円	〃 六ヶ月	〃 六年以内	〃
転宅	一九万円	〃 六ヶ月	〃 三年以内	〃
療養	(特別) 二五万円 三八万円	〃 六ヶ月	〃 五年以内	〃
生活	(生活の中心でない者) 八万五千元 五万四千元	技能習得・療養期間 満了の日から 六ヶ月	〃 一〇年以内	〃
修学	別記 一覧表(1)参照	卒業後 六ヶ月	〃 二〇年以内 (専修・一般・施設) 五年	無利子

就学	修業	結婚	児童扶養	北海道 遺児福祉 修学資金		年度
				金額	件数	
別記 一覽表(3)参照	一月額 一回		月額 三五、一〇〇円	別記 一覽表 (2)参照		五四
	二万円 三二万円	二五万円				五五
						五六
						五七
						五八
						五九
						六〇
						六一
						六二
						六三

母子福祉資金貸付状況

金額単位 千円

住宅	就職仕度	技能修得	事業継続	事業開始	区分		年度
					金額	件数	
				一、二〇〇	一		五四
							五五
二五〇							五六
八五〇	五〇						五七
				一、五〇〇	一		五八
		二七二					五九
八四〇							六〇
		七五					六一
							六二
							六三

計	遺児 修学	児童 扶養 婚	修 学	就 学 仕 度	修 業	生 活	療 養	転 宅
四、五〇九	一九八		二、七六九	三一五				
五、五五六・五	四二二・五		四、八九九	二四五				
三、〇八八	一九		二、六四三	一九五				
三、七〇二	一八		二、七二七	七五				
三、六九五	一四		一、九九五	二〇〇				
三、六六一・五	七二・五		三、〇六八	二五〇				
一〇、九五三	四七		九、四〇八	七〇五				
六、三四一	三四	二八二	四、九七四	八一〇		一〇〇	一〇〇	
九、一八〇	三四		八、五七五	六〇五				
六、八九七	六〇	一〇八	五、八七四	九一五				

5 児童福祉関係

昭和二十二年十二月十二日法律第一六四号で児童福祉法が公布された。児童が心身ともに健やかに生まれ育ち、すべての児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されるよう、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに責任を負うことが規定されたのである。

これに伴い、各地区に児童委員を置き、児童及び妊産婦の生活環

境状態を把握して、保護・保健・援助指導を行い、また児童相談所を設置して児童に関する相談を行い、必要に応じて一時保護や障害児に対する療育指導、医療などの措置を講ずるようになった。

その後、昭和二十三年十二月には、厚生省令第六三号により児童福祉施設最低基準が示され、昭和三十六年十一月には法律第二三八号で児童扶養手当法が公布され児童の福祉増進は著しく向上した。

ついで、重度精神薄弱児童扶養手当法が制定され、重度精神薄弱児童を監護する保護者に手当が支給されることになったが、その後

昭和四十一年に身体に重度の障害を有する児童をも対象とすることに伴い「特別児童扶養手当法」となった。

昭和三十九年七月に、法律一三四号で特別児童扶養手当等の支給に関する法律が公布され、精神又は身体に障害をもつ児童には特別児童扶養手当の支給と、重度の障害をもつ児童には特別福祉手当

(昭和五十年「福祉手当」改正、昭和六十一年「障害児家庭手当」が新たに設けられる。)が支給されることになった。

更に、昭和四十六年五月には法律第七三号により児童手当法が公

布され、児童を三人以上(昭和六十年法改正により児童二人以上)保育して

いる保護者に児童手当を支給し、家庭における生活の安定をはか

り、次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上に寄与する

こととなった。

これらの法により、児童福祉対策としては各種年金・就労指導・

各種貸付・保健医療・税控除がはかれるなど、いっそうその事業

内容が拡大されつつある。

児童手当支給状況

年度	月額基礎額	被用者		非被用者		合計		摘要
		延児童数	支出額	延児童数	支出額	延児童数	支出額	
五四	五、〇〇〇円	四、六一三	二、三、〇六五	二、六六五	一、三、三二五	七、二七八	三六、三九〇	
	六、〇〇〇	六一九	三、七一四	二、二〇九	一、三、二五四	二、八二八	一六、九六八	
	六、五〇〇	二六一	一、六九六	一、一五四	七、五〇一	一、四一五	九、一九七	
	計	五、四九三	二、八、四七五	六、〇二八	三、四、〇八〇	一一、五二一	六二、五五五	
五五	五、〇〇〇	四、四九一	二、二、四五五	二、六三〇	一、三、一五〇	七、一一一	三五、六〇五	
	六、五〇〇	九八〇	六、三七〇	三、三一九	二、一、五七三	四、二九九	二七、九四三	
	計	五、四七一	二、八、八二五	五、九四九	三、四、七二三	一一、四二〇	六三、五四八	
五六	五、〇〇〇	三、八二一	一九、一〇五	二、四〇七	一、二、〇三五	六、二二八	三一、一四〇	
	六、五〇〇	六二四	四、〇五六	二、二〇四	一、四、三二六	二、八二八	一八、三八二	
	七、〇〇〇	二九五	二、〇六五	一、一四六	八、〇二二	一、四四一	一〇、〇八七	
	計	四、七四〇	二、五、二二六	五、七五七	三、四、三八三	一〇、四九七	五九、六〇九	
五七	五、〇〇〇	三、〇二七	一、五、一三五	一、八四三	九、二一五	四、八七〇	二四、三五〇	

(特例)	計	五、〇〇〇	九、三一五	三、四、二五五	四、六八六	一、九、〇八二	一、四、〇〇一	五、三、三三七
(特例)	計	二、五〇〇	一、七九三	八、九六五			一、七九三	八、九六五
六二	計	五、〇〇〇	二、三六一	五、九〇二			二、三六一	五、九〇二
		二、五〇〇	二、五九四	一、二、九九七	二、九四七	一、四、七三五	五、五四一	二、七、七〇五
(特例)	計	二、五〇〇	二、五六七	六、四一七	一、七三九	四、三四七	四、三〇六	一〇、七六五
(特例)	計	五、〇〇〇	六、七四五	三〇、六二八	四、七五〇	二、四、五二五	一、四九五	五、五、一五三
		二、五〇〇	一、九八四	九、九二〇			一、九八四	九、九二〇
		七、〇〇〇	七三八	一、八四五			七三八	一、八四五
六一	計	二、五〇〇	三、〇二二	一、九四六	一、〇四〇	七、二八〇	一、三二八	九、二二六
		五、〇〇〇	七二三	一、八〇七	三、一八八	一、五、九四〇	六、二一〇	三、一、〇五〇
(特例)	計	五、〇〇〇	五、三六三	二、八、五六五	四、四三一	二、八、六七五	九、七九四	五、七、二四〇
		七、〇〇〇	一、八八四	九、四二〇			一、八八四	九、四二〇
六〇	計	五、〇〇〇	二、六〇四	一、三、〇二〇	三、二六〇	二、二、八二〇	四、一三五	二、八、九四五
		七、〇〇〇	八七五	六、一二五	三、二六〇	二、二、八二〇	四、一三五	二、八、九四五
(特例)	計	五、〇〇〇	五、三〇五	二、八、四二五	四、七五七	三〇、四五三	一〇、〇六二	五、八、八七八
		七、〇〇〇	一、八一三	九、〇六五			一、八一三	九、〇六五
五九	計	五、〇〇〇	二、五四二	一、二、七一〇	一、四二三	七、一一五	三、九六五	一、九、八二五
		七、〇〇〇	九五〇	六、六五〇	三、三三四	二、三、三三八	四、二八四	二、九、九八八
(特例)	計	五、〇〇〇	五、二九一	二、七、一二五	四、八五四	三〇、六二六	一〇、一四五	五、八、七五一
		七、〇〇〇	一、八四九	九、二四五			一、八四九	九、二四五
五八	計	五、〇〇〇	二、六〇七	一、三、〇三五	一、六七六	八、三八〇	四、二八三	二、一、四一五
		七、〇〇〇	八三五	五、八四五	三、一七八	二、二、四四六	四、〇一三	二、八、〇九一
(特例)	計	五、〇〇〇	五、〇六九	二、七、〇七五	五、四四九	三、四、四五七	一〇、五一八	六、一、五三二
		七、〇〇〇	一、一七七	五、八八五			一、一七七	五、八八五
七、〇〇〇		八六五	六、〇五五	六、〇五五	三、六〇六	二、五、二四二	四、四七一	三、一、二九七

6 生活保護関係

戦後間もない昭和二十一年十月一日に生活保護法が公布されたが、その後全面改正され、昭和二十五年五月四日に新しい生活保護法が制定、公布されて現在に至っている。

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

戦後の混乱期から昭和五十三年までのこの制度の経緯・運用の状況については、市史上巻第七編第二章に詳細掲載されているので、本項では、五十四年度以降の生活保護支給状況についてのみ記述した。なお、生活保護関係の業務については、町時代は空知支庁が扱っていたが、市制施行以来は、滝川市福祉事務所が扱っている。

六三	二、五〇〇	三、七二九	九、三二二	二、三〇四	五、七六〇	六、〇三三	一五、〇八三
(特例)	五、〇〇〇	一、八六〇	九、三〇〇	一、九八三	九、九一五	三、八四三	一九、二一五
	二、五〇〇	三、六四三	九、一〇八			三、六四三	九、一〇八
	五、〇〇〇	一、四五二	七、二六〇			一、四五二	七、二六〇
計	一〇、六八四	三四、九九〇	四、二八七	一五、六七五	一四、九七一	五〇、六六五	

生活保護支給状況

(単位 千円)

年 度	区 分	支		支給総額	支 給 区 分			
		医療扶助	出産扶助		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	
五四年		四九〇	七九七	二、三三二	四〇〇	二九三	四九八	三六九
五五		四六二	八七七	二、五五九	三三〇	六二九	四六三	八六五
五六		四五七	八六一	二、四四二	三六六	二二五	〇二二	
五七		四五一	八五五	二、九六二	八六〇	四〇七	七九八	
五八		四八三	九二九	三、〇五二	一八六	〇七二	六二二	
五九		五〇二	九六八	三、二二九	二二五	四九二	五二二	
六〇		四八六	九〇四	三、〇七三	七六九	〇六二	〇〇九	
六一		四六五	八三五	二、九二六	六六六	四〇〇	一〇二	五七六
六二		四六七	八二八	二、五八三	〇三二	四四三	一七四	三九一
六三		四三九	七三八	二、三二八	二八五	九二二	四一	四九九
五四年		四九七	〇一五	三、二二五	六九	四、六三〇	一七、〇三四	
五五		四二四	一三七	三、三三〇	三五	四、四五六	二、三三、六四四	
五六		四三四	五九五	三、三二七	三九二	三、二二二	二六、七六〇	
五七		四八〇	八三〇	三、三二二	二七一	五、二二九	二七、五六九	

五八	四九〇、〇三四	〇	二二〇	七三	六、四四九	一八、四五九
五九	五二九、七四四	四一	二三〇	一五一	六、二五五	一六、五七〇
六〇	五五八、八三一	一二五	三〇〇	三三三	六、二五三	一一、五四二
六一	五六六、五二五	〇	八〇	五一	五、五一六	三、三九九
六二	五六六、七八一	〇	一二〇	四二	五、一六〇	二、五五八
六三	六〇一、六四二	〇	八〇	三四〇	四、六九八	一、八二〇

7 老人福祉関係

社会の進展に貢献した老人に感謝し、その老後を健康で安定した生活の保障をしなければならないという基本理念のもとに、昭和三十一年七月十一日に法律第三百三十三号で老人福祉法が制定された。

終戦後、日本人の平均寿命は毎年着実に伸び、今や世界一の長寿国として定着してきた。こうした高齢化社会を迎え、老人福祉問題はいつそう重要視され、特に医療については国、地方を問わず財政との関連上特別の対策が必要となったため、昭和五十八年二月一日に「老人保健法」が制定され、老人福祉は新しい時代を迎えることになったのである。

このため、従来の福祉六法に加えて、この老人保健法を含めて、福祉七法とも呼ばれている。

滝川市では、昭和四十八年から老人福祉村構想を樹立し、四十九年から、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム（総称 緑寿園）を次々と建設し、該当者を収容している。

これと併行して在宅老人福祉施設としては、西町老人福祉センタ

（昭和四十年）に続いて、一の坂町に中央老人福祉センター（昭和五十七年）を開設、更に平成元年二月には西町にデイ・サービスセンターと四月には三世代交流センターを建設するなど着々と施設の充実が図られている。

今後の老人福祉の向上について、滝川市まちづくり中期基本計画（昭和六十三年度～平成四年度）では、「動向と課題」の中で次のようにまとめている。

本市の六五歳以上人口の総人口に占める割合は、現在はほぼ全国平均にまで達しているが、老年人口比率は一層高まるものと考えられる。しかも、高齢化の内容を見ると、七十五歳以上の後期高齢者人口の伸びが著しいことから、ねたきりや痴呆性の要介護老人は急増するとみられる。

そこで、保健・医療・福祉が一体となった総合的な在宅福祉サービスを行うことが必要となってきたり、総合的な調整機能・企画立案が求められているほか、老人家庭奉仕員の派遣回数や個人のニーズに応じたサービス内容の充実、デイ・サービスセンターの建設、ショートステイ事業のサービス内容の高度化、ケア付の老人住宅の拡充等の検討を進めていく必要がある。

本市は、既に昭和四十八年より老人福祉村構想を樹立し、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームを相次いで建設してきたが、施設を地域における在宅サービスの場としても機能させるため、ショートステイ事業に加え、町内会活動との連携など地域サービスの充実と、地域とのふれあいの拡大を検討する必要がある。

痴呆性老人については、痴呆性老人専門の処遇施設の建設が急がれる。高齢者においても、質の高い生活に対する要望が強まっており、民間活力の導入を含めた有料老人ホーム建設の検討を行っているところである。

健康な高齢者が増えていることを考慮すると、老人自身が一人ひとりの能力に応じて社会を支えていくという意識や活動が大切である。そのため、老人クラブの役割の見直しや就労対策を推進する必要がある。

今後の方向は、各世代が日常的にふれあえる地域福祉を根付かせる事である。その一環として、三世代の交流拠点となる施設の整備、既存の公的施設の

再利用を含めた地域に密着した通所型老人養護施設の整備の検討などが必要である。さらに、持ち家を有し、高齢者用の専用居室を増築又は改築するために必要な経費には、長期低利融資制度があり、この事業の推進等により三世同居を進めていくことも求められている。

老人人口の推移と予測（六十五歳以上）

年 度	六十五歳以上人口	総人口に対する割合	六〇年を一〇〇とした人口指数
昭和四五	二、六九八人	五・三%	五二・〇
五〇	三、四三九	六・八	六六・三
五五	四、三〇四	八・四	八三・〇
六〇	五、一八六	一〇・〇	一〇〇
平成 四	六、五三〇	一一・九	一二五・九

（資料六〇年までは国勢調査）

高齢者対策室 滝川市では、昭和五十九年六月に、市役所職員で構成する「高齢者対策室(室長 荒島保助役)」を設置した。道内自治体では初めてのことである。

この対策室は、市内全人口の九・四パーセントの五、〇〇〇人を数える六五歳以上の高齢者向け対策事業の企画を立案、関係部課との連絡調整をはかる目的で設置された。

具体的な業務内容としては、①高齢者の健康・保健医療 ②在宅老人福祉並びに高齢者福祉施設 ③高齢者の余暇、文化、スポー

老人クラブ

ク ラ ブ 名	設 立 年 月 日	会 長 名	会 員 数	集 会 所	集 会 日
朋 友 会	昭和三五・五・二一	尾 中 豊	六九	南地区福祉ホーム	火 曜 日

ツ、住宅、就業などについて協議することになっている。

高齢者対策研究会 市では、部内に設置した「高齢者対策室」に引続いて、昭和五十九年七月四日に「高齢者対策研究会」を発足させた。設立の趣旨は、理想的な福祉都市建設に向けて、今後の高齢者の諸問題に対して市長の諮問事項に應ずること、市立病院長や老人クラブ連合会長など、市内各層代表一四名に委嘱した。委員氏名は次のとおりである（任期二ヶ年）。

氏 名	就 任 退 任
吉田守人	昭五九・七・四〜現在
笹出千秋	同右
徳中弘之	同右
吉田英治	同右
中谷幸司	同右
西野良吉	同右
長田 勇	同右
神部 富美子	同右
金山二男	同右
谷口ヤス子	同右
加賀谷 時子	同右
保田 勝滋	同右
上野 恭敬	同右
美濃 八代江	同右
杉浦 善敬	昭六一・七・四〜現在

滝の川長生会	三七・七・一〇	齋藤里次	六七	北滝の川地区福祉会館	一〇日・二〇日
松寿会	三八・二・一五	照井政雄	一三三	東滝川農村転作研修センター	一〇日・二〇日
泉町長生会	三八・三・一	小竹松栄	七〇	泉町総合福祉会館	一、一〇、二〇日
友の会	四〇・三・二三	岡林太郎	八七	朝日町福祉ホーム	木曜日 午後
池の前クラブ	三九・六・一	野沢幸作	三五	池の前会館	一五日
西町クラブ	四〇・九・一二	宇田秀雄	九四	西町老人福祉センター	火曜日 午後
開西クラブ	四一・九・一五	高桑芳吉	六五	開西会館	火曜日
五和会	四三・二・二六	竹橋得太郎	五〇	中央地区福祉ホーム	金曜日 午後
友栄会	四五・一・一八	竹内友春	一七九	東地区公民館	第一・三木曜日
福寿会	四九・三・一	藤田豊	五三	見晴団地集会所	六の日
平和クラブ	五〇・四・一	山田松太郎	八五	平和会館(幸町)	一・一〇日
盛老会	五一・一・一五	佐々木忠則	六一	本町会館	第一・三月曜 午後
福禄会	五二・七・一	早坂晴男	四七	滝の川団地集会所	一・一一・二一
新寿会	五四・四・一	高島高明	一〇六	新町福祉会館	一・一一・二一
緑友会	五四・八・一	白水薫	四七	緑町地区公民館	火曜日
黄金クラブ	五五・一・二〇	吉井仙次郎	五〇	黄金町福祉会館	第二・四日曜日
あかしや会	五五・七・三	鷺尾外吉	一〇三	一の坂町会館	第二・四月曜日
睦会	五五・一・一八	大草一二三	七〇	中央地区福祉ホーム	水曜日
親栄会	五六・三・三	富樫勇一	五一	南地区福祉ホーム	一五日
わかば会	五六・六・一四	秋山義雄	九三	中央老人福祉センター	一・一五日
花月会	五七・二・二五	大沢辰次	六五	花月町会館	水曜日
北幸クラブ	五七・一・一三	野口藤四郎	六七	北幸会館	一〇・二〇日
みずほクラブ	五七・一・一五	尾美松次郎	五四	みずほ団地集会所	第一・三日曜日
二黄クラブ	五八・一〇・一六	谷口茂男	一〇八	二黄会館	八・一八・二八日
西町中央クラブ	五八・一〇・二六	上野清治	九二	西町中央会館	第一・三月曜日
西和クラブ	六一・三・二三	神野節男	六二	西和会館	月一回日曜日

高砂会	三七・九・一四	西野良吉	二九五	江部乙農村改善センター	五の倍数日
六連クラブ	四五・四・六	松山智与治	五〇	江部乙六連合会館	六のつく日
一連クラブ	五〇・一二・一三	山越正吉	六八	一一丁目福祉会館	月曜日
十連クラブ	五一・二・一	和田正太郎	七〇	北地区福祉会館	七のつく日
南クラブ	五二・六・二五	小山林	四一	南地区福祉会館	二のつく日
寿会	五九・四・一八	住友成夫	五三	東陽福祉会館	月二〜三回
緑康会	六三・四・一	山本康照	七〇	緑町地区公民館	木曜日

8 国民年金制度

老齢廃疾又は死亡などにより生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的に国民年金法が昭和三十四年十月一日に施行され、待望の国民皆年金制度が確立された。更に、拠出制による資格取得届は昭和三十五年十月一日から受付を開始し、翌三十六年四月一日から支給されることとなった。

更に、昭和六十一年四月からはすべての国民に共通の基礎年金を支給する制度に改めるとともに、婦人の年金についても第三号被保険者制度を確立し、基礎年金を受給することとなる等の改正がなされた。

滝川市では、この年金制度への加入を積極的に推進するとともに、保険料の納入を円滑にするため地域ごとに納入組合設置をはかり、更に、これらの各組合の連絡調整をはかる国民年金保険料納入組合連合会を昭和四十三年に設立するなど、市民の理解と協力のもとに強力な運動を展開した。

この結果、滝川市における加入状況や保険料納入実績は高く評価され、昭和四十九年に国民年金法施行十五周年記念式が札幌市で開催された席上で、滝川市並びに市内の二納入組合が表彰を受けている(市史上巻七八七ページ参照)。

その後も引き続き実績をあげており、次のとおり各種の表彰を受けている。

厚生大臣表彰

昭和五九年度 滝川市農家地区国民年金保険料組合連合会

社会保険庁長官表彰

昭和五八年度 滝川市

五九年度 滝川市 長谷川義樹(個人・市町村協力者)

六一年度 滝川市黄金町一区国民年金保険料納入組合

北海道知事表彰

五六年度 滝川市黄金町一区国民年金保険料納入組合

五八年度 滝川市東滝川六区国民年金保険料納入組合

六三年度 滝川市第七区国民年金保険料納入組合

国民年金協会長表彰

六〇年度 滝川市江部乙第四支部国民年金保険料納入組合

組合長 故 神原フジ(個人・民間協力者)

社会保険事務所長表彰

- 六一年度 滝川市第七区国民年金保険料納入組合
 六二年度 滝川市扇町三区国民年金保険料納入組合
 六三年度 滝川市栄町七区・十区国民年金保険料納入組合
 平成元年度 滝川市市街地区国民年金業務推進組合連合会
 会長 小野 巽
- 五九年度 滝川市扇町三区国民年金保険料納入組合
 六一年度 滝川市朝一会国民年金保険料納入組合
 六二年度 滝川市真珠会国民年金保険料納入組合
 六三年度 滝川市本町十一区国民年金保険料納入組合
 同 滝川市すみれ会国民年金保険料納入組合

現行受けられる国民年金

種 別	支 給 要 件	支 給 対 象	年 金 額 (平成2年度価格：年額)
老齢基礎年金	大正15年4月2日以降に生まれた人で、保険料納付済(免除)期間が25年以上	原則として65歳になった時	$681,300円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \left(\frac{\text{保険料免除月数}}{3}\right)}{\text{加入可能年数} \times 12ヶ月}$
障害基礎年金	病气やけがで、初めて医師にかかった日までの加入期間のうち、保険料給付済(免除)期間が2/3以上	けがや病気で身障者になった時	1 級 851,600円 2 級 681,300円
遺族基礎年金	加入期間のうち、保険料納付済(免除)期間が2/3以上ある国民年金加入者または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が亡くなった時	亡くなった人に生計を維持されていた子のある妻または子	681,300円 子どもがいる場合は2人目 196,400円 3人目以降65,500円が加算
老齢年金	大正15年4月1日までに生まれた人で保険料納付済(免除)期間のみで資格を満たした時	原則として65歳になった時	① $2,113円 \times \left(\frac{\text{納付月数} + \text{免除月数}}{3}\right) \times 1,023$ ② $826円 \times (300 - \text{被保険者月数}) \times \left(\frac{\text{納付月数} + \text{免除月数}}{2}\right) \times 1,023$
通算老齢年金	大正15年4月1日までに生まれた人ですべての年金制度を合わせて資格を満たした時	原則として65歳になった時	$\frac{\text{被保険者月数}}{\text{①} + \text{②} = \text{年金額}}$ (注) 通算老齢年金には②の加算なし
寡婦年金	保険料納付済(免除)期間が25年以上ある夫が亡くなった時	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫と死別した婚姻期間が10年以上ある寡婦	夫が受けるべき老齢基礎年金の3/4 (妻が60歳～64歳まで支給)
付加年金	1ヶ月以上付加保険料を納めた時	老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金を受けられる時	200円×付加保険料納付月数

滝川市国民年金加入状況

年度区分	被保険者数		強	制	任	意	上記のうち		免除者数	保険料収納額 (千円)
	総	数					法	申		
昭和五四年	一一、九二〇	八、五二三	八、五二三	四、三九七	一、四一四	四四五	九六九	四三三、五四五		
五五	一一、六五〇	八、二三五	八、二三五	四、四一五	一、六六六	四二〇	一、二四六	四九四、四三六		
五六	一一、二七七	八、一五八	八、一五八	四、一一九	一、八七八	四四七	一、四三一	五六二、九七七		
五七	一一、〇〇七	八、〇七〇	八、〇七〇	三、九三七	二、二三三	五一七	一、七一六	六一四、四三九		
五八	一一、五三五	七、九二七	七、九二七	三、六〇八	二、四八七	六〇七	一、八八〇	六六二、三七六		
五九	一一、三七二	七、八九四	七、八九四	三、四七八	二、五八八	六〇二	一、九八六	五八八、八〇六		
六〇	一一、三一〇	七、九七四	七、九七四	三、三三六	一、六九八	四九七	一、二〇一	六七八、四五六		
六一	一四、四五〇	(二号) 八、九一八	(二号) 八、九一八	(三号) 五、五三二	二、〇二二	五三〇	一、四九二	四七九、二一一		
六二	一四、二八二	(二号) 八、六九三	(二号) 八、六九三	(三号) 五、五八九	一、八二〇	五四〇	一、二八〇	四九四、三三一		
六三	一三、三四六	(二号) 七、六七六	(二号) 七、六七六	(三号) 五、六七〇	一、八五四	五四七	一、三〇七	五〇八、五三〇		
平成元	一三、九〇五	八、一五九	八、一五九	五、七四六	一、五六八	五四〇	一、〇二八	五〇二、八四五		

福祉年金給付実績

(単位件・千円)

年度区分	総		金	老		金	障		金	母	
	件	数		年	害		年	子		年	
五四	一、六六八	三、八二、八二〇	一、三三八	二、八五、五六八	三二九	九六、九一六	一	三三六			
五五	一、五八八	四〇七、七一一	一、二六五	三〇二、五九七	三二一	一〇四、二九一	二	八二三			
五六	一、四五三	四〇〇、二八九	一、一二八	二八四、九九三	三二四	一一四、八六二	一	四三四			
五七	一、三六八	三九三、四五一	一、〇三二	二七一、六五八	三三五	一一一、四〇一	一	三九二			
五八	一、三〇九	三七六、四六〇	九五九	二四九、九九六	三四九	一二六、〇七二	一	三九二			
五九	一、二一九	三五五、九〇一	八七三	二三三、八七六	三四六	一二二、〇二五	一	三九二			
六〇	一、一四一	三四五、〇〇六	七八六	二一六、一七八	三五五	一二八、八二八	一	三九二			

国民年金給付実績

年度区分	総額	老齢年金	障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	死亡一時金
昭和五十四	七〇六、〇九七	五六八、三二三	一〇七、〇七二	二四、一五六	二、四四三	二九〇				八一三
五五	八二三、五〇六	六六四、七三四	一二二、六四一	二九、六八一	二、一五〇	八三五				四六五
五六	九七一、二九三	七八七、九二八	一四三、一五四	三三、六六〇	一、一六五	五〇八				八七八
五七	一、〇七四、五一七	八七六、六六九	一五五、六一四	三六、四〇三	六四七	七〇一				四八三
五八	一、一四九、一九〇	九三八、〇五七	一六五、六〇四	三九、五六八	六四七	七二七				五八八
五九	一、二四六、〇二〇	一、〇一八、七〇四	一七八、八九一	四一、八四〇	一、二三二	八六一				四九三
六〇	一、三四三、九六八	一、〇九六、六四五	二〇一、三二〇	三九、八三三	六五三	〇〇五				五一三
六一	一、四五九、三六九	一、一六六、八三四	二二〇、六二六	三八、〇五一	八一〇	七七七				一、四四四
六二	一、五一九、三二八	一、二一八、三〇八	二〇七、八〇四	三〇、〇七〇	八一四	八二〇				一、六七九
六三	一、五三七、〇五三	一、二二二、二一二	一九四、九〇一	二五、九六四	六二七	八三二				二、〇八五
平成元	一、六三一、五八二	一、二八一、八七三	一九八、九九一	一九、三五〇	六六六	八四五				九六一

(単位 千円)

第二節 民生委員

活動が高く評価されたものである。

この大会は、大正六年に岡山県が「貧困の原因を消滅させ、防貧をはかる」という目的で「済世顧問設置規程」を制定したことを、

全国大会での受彰

昭和六十二年五月、東京都において民生委員

制度創設七十周年記念全国大会が開催され、この席上で滝川市民生

委員会協議会が優良民生委員協議会として表彰を受けた。本道では

この他旭川市が受けているだけで、滝川市の長年にわたる積極的な

民生委員制度の始まりと記念して開催しているものである。

こうした全国的な民生委員会制度の経緯や、滝川市における活動

については、市史上巻第七編第二章に掲載され、更に昭和六十二年

に滝川市民生委員協議会で発刊した「民生制度創設七十年、民生委

員記念誌」に詳細説明されているので参照されたい。

本節では、昭和五十五年以降の概要と、民生委員、民生委員推せん会の氏名について記述した。

民生委員数の増員 経済成長に伴い、民生安定と福祉向上の政策

が進むにつれて、民生委員の分担する業務も多くなったこと、更に江部乙町との合併により、民生委員も年々増えてきた。

昭和四三年	〃	四六年	〃	四九年	〃	五五年	〃	五八年	〃	六一年以降
滝川四三人		五七人		七四人		八〇人		八八人		九二人
江部乙一四人										

民生委員協議会の結成と地区制の改正 昭和三十四年に旧滝川地区

では、民生委員協議会を結成し、委員の研鑽と連絡の場としたが、昭和四十六年に江部乙町との合併により組織が大きくなり、全体では十分な研究が出来にくくなったため、昭和四十九年に五地区連絡会を設け、地区ごとの学習・連絡会をもつようにした。

しかし、地区内の共通点、児童委員としての業務の関連性から、五地区では不便を生じてきたために、昭和五十五年、更に組織を検討、再編成し、六地区に分けて現在に至っている。

- A 地区連絡会 第一小学校・東小学校下での根室本線南側地区
- C 〃 同 右 北側地区
- C 〃 第二小学校・東栄小学校下
- D 〃 第三小学校下
- E 〃 西小学校下
- F 〃 江部乙小学校下

各部会制度 地区ごとの活動とあわせて、民生委員協議会に四

部会を設けて、市全体の業務推進にあたっている。各部会と、主な業務は次のとおり。

- ・生活福祉部会 保護家庭の生活指導・生活困難世帯の調査
- ・婦人児童福祉部会 心豊かな子供を育てる運動の推進・広報誌による子を持つ親に対するの声かけ運動
- ・心身障害福祉部会 心身障害者への在宅福祉サービスの推進
- ・老人福祉部会 心身障害者自立への協力・援助
老人への声かけ運動の推進と友愛訪問の実施
在宅老人福祉問題や社会福祉施設の研修

最近の活動状況と問題の傾向

現在の日本社会は、「もの満ちて心貧しい」とも言われるように、そのひずみが非行の低年齢化となって世間を騒がし、また、世界一を誇る高齢化社会を迎えながら、寝たきり老人・痴ほう老人問題などの対策が遅れ、また心身障害者に対する福祉制度も十分とは言えず、今後の大きな政治課題となっている。

このような現状の中で、民生委員制度の果たす役割りは、いっそうその比重を増してきている。

滝川市における民生委員の活動状況と、当面の傾向について、滝川市民生委員協議会が発刊した民生委員会記念誌「あゆみ」(昭和六十二年発行)から、その概要を抜萃してみる。〈原文のまま〉

民生委員児童委員は、ひろく地域住民の日常生活上の相談に応じ、特に福祉家庭の心配ごとに適切な助言・援助を行って、その解決に努めています。別表は、常時民生委員宅で、又は個人の家庭を訪問して相談・指導に当った実績であります。

住民の抱える問題が生計をはじめとした、経済的な生活苦の問題、あるいは、老人福祉や健康・医療・母子福祉と続き、高齢化社会の問題に移行しつつ

年度	項目	家族関係	住居	健康	仕事	事故・災害	生活費	年金・保険	生活・環境	その他	計
五六		一四八	一四六	四七二	七二	一六	一、二〇二	四六	二一五	一、五一八	三、八三五
五七		一四七	一四三	七六七	一〇二	二七	一、二九九	五三	三六一	一、六七七	四、四二六
五八		二〇三	一一二	六一三	一五四	一五	一、四七三	三九	二三一	一、七五四	四、五九四
五九		二二八	一〇五	七六九	九六	一九	一、一三九	四六	二四五	一、六六三	四、三一二
六〇		二六四	一四五	一、〇一八	一四八	二三	一、五一一	五二	二九四	一、八九一	五、三四六
六一		二八四	一一四	八五八	一一一	二六	一、一二七	六五	三四四	二、三七六	五、三〇五
六二		九三	五五	五三二	五五	二七	九五七	二一	二八七	二、二七二	四、二九九
六三		一三二	一六九	六五三	一九	一	一、〇三八	二八	二四七	一、四八三	四、〇六一

(1) 相談・指導
問題別相談・指導件数(年度別)

ある傾向がうかがえます。総数では昭和五十六年三、八三五件が、昭和六十一年五、三〇五件と約四〇%の増を示し、生活の態様を知ることができますし、年間平均して一日一四・五件は決して少ない数字ではありません。福祉制度の充実や施設の増加が進んだ現状で、なお悩みを持つものが増加する。福祉の困難な点を痛感していますが、尚一層の活動を強化して対応しなければなりません。

別表(2)は、相談・指導を除き民生委員の行動内容を示したものであります。

関係制度別相談・指導件数(年度別)

年度	項目	項目									
		生活保護	老人福祉	身体障害者	精神薄弱者	児童福祉	母子福祉	母子保健	更生	資金	その他
五六	一、四四九	七五三	二五七	四八	九一	二〇八	一二	二九八	七一九	三、八三五	
五七	一、七四三	七四七	三四一	三六	八七	二四〇	六	二五六	九七〇	四、四二六	
五八	二、一六三	八六八	二一五	三七	八〇	一九七	八	三〇五	七二一	四、五九四	
五九	一、八八六	九八〇	二六〇	三三	七九	九四	二三	二二七	六三〇	四、三一二	
六〇	二、一八〇	一、二七九	三三一	一九	一三〇	三〇〇	一七	二七〇	八二〇	五、三四六	
六一	二、一一〇	一、六四〇	二二八	二三	一二四	二四七	一一	二三六	六八六	五、三〇五	
六二	一、二六一	一、七七一	一二三	一八	五二	一二五	三	二一七	七二九	四、二九九	
六三	一、三六四	一、一五七	二一八	一七	九二	一九九	五	二三〇	七七九	四、〇六一	

(2) 活動状況

年度	項目	項目									
		調査	証明事務	施設・団体・公的 機関との連絡	諸会合・行事への 参加	活動日数	訪問回数				
五六	一、三五九	二二二	一、〇一四	一、三二六	三、六五四	一、四八七					
五七	一、六四五	二〇三	九八六	一、一六三	三、六〇二	四、九二一					
五八	一、七七九	二二六	一、一四〇	一、三二二	四、〇九四	五、二六八					
五九	一、五九四	二二六	八九三	一、〇三二	三、三四一	四、八六三					
六〇	二、〇三七	二九五	一、一〇三	一、二四五	四、一五三	六、二八九					
六一	二、一〇一	二四〇	一、一七二	一、一七九	三、九〇六	六、〇五一					
六二	一、〇七三	一〇六	七三九	一、一一一	二、九五五	五、九八四					
六三	一、一六〇	二〇五	九三三	一、二二九	三、六二五	七、一四二					

歴代民生委員（児童委員）—昭和四十六年以降・地区別—

B 地区		A 地区				地区 担当	年度							
朝日町	一の坂町	東 町	緑 町	大 町	本 町									
二葉 久子	泉野 栄作	森 順	篠島きよ江	芳村 きみ	矢島 龜藏	小山内富蔵	林 ミツ	中井 キヨ	大原富士一	木村 舛治	遠藤 三雄	武田 末治	武田 セイ	昭和四六年 〜四八年
	三浦 静江	小林チヨノ	中山 莞爾	菅原 武男	高橋 秀治		岡本 行男	高島 トメ	今井 キウ	草浦 芳子	相田 花枝	宮井 勲	塚本 英治	昭和四九年 〜五一年
			保田 スギ			榎田 勇吉					河村 久男	藤井さかえ	塚本 英治	昭和五二年 〜五四年
		高野 トシ	荒井八重子		法島 實		三井 晴幸	田村 一雄		村山 勇		深田 トヨ		昭和五五年 〜五七年
田中 忠幸	大飼 節子				白田 實	斎藤 治一			若園美智子		日野 博			昭和五八年 〜六〇年
(元・四)	山崎 定子				西村 文吉				家村 卓					昭和六一年 〜六三年
					大島 守		浦上 敦美	堀東 悟	上野 桂子	四柳キミ子		佐々木忠則		平成元年 〜現在

第二章 社会福祉

C 地区				B 地区					
東の川	北滝の川			黄金町・二の坂町		南滝の川	幸 町	朝日町	
本野 正一	酒井 徹	辻奥 トク	梅木 義雄	斎藤 里次	篠野 正美	小枝 春雄	高島 教仁	福田 清昭	高田 優
			福田 和義	坂下 薫		畑山 治男	野上 次夫	加藤 君代	森 順
								綿谷 シズ	今井 キヨ
	佐々木清子	兼田 和子			大橋カツエ		高嶋 博江		寺口 一夫
					古賀 米光		今野 源吾	吉田 秀則	釜田 美枝
	山田 達利	佐竹 静子		飯沼 笑子	保田 シゲ	木戸 勲		林 武子	國分 國雄
			江島 立三	森 聡子	齊藤 政子				洞内 時晴
									國分 國雄
									白水 信義
								河村 好子	前池 仁
									宮浦 学
									前池 仁
									白水 信義
									河村 好子
									浅井 繁夫

E 地区				D 地区					C地区	
西 町		有明町		新 町	空知町 中島町	花月町	明神町	栄 町	東滝の川	
逸見 文二	坂本 マス <small>(四八・四一)</small> 前野美重子	鴨田 京子	目黒 教子	樋郡 英夫	佐藤 源吾	大西 正友	杉浦 京子	柴田 ヤス	舟津 幸作	栗津 富蔵
藤島ミツヨ	西村 洋子		高橋留五郎		森谷 きく	細川 二郎	横井 善吉		工藤 アエ	
		馬場 昭二			佐藤 正				谷口 ミツ	
			沼田 トミ			岸 ツル			高畑 イク	
			佐々原カラル			今本 政夫			千田 栄子	
		二村 正夫		森田 清		峯村 洋子		金子 陽子	間宮 京子	佐藤 トク
					松本 恵次	奈良美智子			里見 ミエ	
	山出 栄 <small>元年十二月</small>			町井 恵子 <small>元年十二月</small>		伊藤昇二郎 <small>元年十二月</small>		三浦 住子 <small>元年十二月</small>		伊藤美智子 <small>元年十二月</small>

△資料 民生委員記念誌「あゆみ」(昭和六十二年)他 市福祉事務所より▽

F 地区				E 地区														
江 部 乙				泉 町		扇 町	西町											
西野 良吉	船山 一夫	岡部 義男	川島喜三郎	高桑よし子	川島勇喜夫	寺島周一郎	池下 静江	桔梗 なお	石黒 光成	伊藤佐智子	藤村カツコ	工藤 徳雄	林 貞雄	安達 勝郎	藤原 常男	藤井 文一	藤森 純義	
	三谷 康吉	岩上幸次郎				工藤 勝			玉置 重司	山本 文子	藤岡 ユリ		中野 省三	前森 幸子		星 隆蔵	川田 昭夫	
			道川 正雄	高田 正春					嘉見 照子	北野ヨシノ	今村美弥子		蜂矢 勇一		星野 清一	湯野 昌子	小野 巽	
				中道 真一	森 達雄						鈴木 直子			星野 清一	南里 金重	渡辺 修	柳沢 美一	
	綾田 政義 <small>元年十二月</small>															大沢 吉雄	吉岡 京子	西谷由美子 <small>元年十二月</small>
																徳永 康典	林 元義	長谷川七子 <small>元年十二月</small>

民生委員推せん会 民生委員の適格者を求めるために、昭和二十一年十一月十五日民生委員推せん会が設置された。

推せん委員会で選考された候補者は市長経由で道知事に報告され、道においても選考確認のうえ厚生省に送られて民生委員が委嘱されることになっている。昭和四十六年の合併以降の推せん会委員氏名は次のとおりである。

白水 務	昭和四六・七	一〇	昭和四九	八・三一
岡本 義雄	同	右	五〇	五・一二
矢島 亀麿	同	右	五五	八・三一
後呂 義久	同	右	現	在
中村 正男	同	右	五〇	四・三〇
寺島周一郎	同	右	五二	六・三〇
一木 善二	同	右	同	右
米田 実	同	右	四九	八・三一
堀田 武司	同	右	五〇	五・一二
早弓 房松	同	右	四九	八・三一
中島 広保	同	右	五五	八・三一
田村 一雄	同	右	四七	三・三一
真田 整一	同	右	五二	三・一〇
西村ケイ子	同	右	五二	六・三〇
齊藤 里次	同	右	六一	一・三〇
水谷 五一	同	右	六〇	二・二八
業天 孝一	同	右	五七	三・三一
手嶋 二枝	同	右	五五	八・三一
大草一二三	同	右	五一	四
猪口英之助	同	右	五四	四・三〇
綱淵 正幸	同	右	五八	八・三一
高見 光義	同	右	六二	一〇・一三
高見 光義	同	右	五二	六・三〇

第二章 社会福祉

峰村 孝	五二	九	一	五五	三	一
香西 キク	同	同	右	五八	八	三一
金山 二男	同	同	右	現	在	在
山本 義郎	同	同	右	現	在	在
山本 康照	五三	四	一	五五	八	三一
大西 英男	五五	九	一	五五	三	三一
橋向 国臣	五五	九	一	六〇	四	三〇
樋部 英夫	同	同	右	六一	一	三〇
田端 真佳	五七	一〇	二	二八	二	二八
西野 良吉	同	同	右	六〇	八	三一
荒島 保	五八	九	一	現	在	在
千葉 武幸	同	同	右	六〇	四	三〇
西岡 晃一	同	同	右	六一	三	三一
岡田 外之	六〇	三	一	現	在	在
香西 弘	同	同	右	六二	一〇	三一
福田 清昭	同	同	右	現	在	在
神部富美子	同	同	右	現	在	在
山本 綾子	六一	九	一	現	在	在
堀東 悟	同	同	右	六二	一〇	一三
籾内 英之	六一	九	一	現	在	在
嶋田 定雄	同	同	右	六二	五	一一
横井 善吉	六二	三	一	現	在	在
上元 馨	六二	一〇	一	四	現	在
坂下 薫	同	同	右	現	在	在
本間 茂	同	同	右	現	在	在
渡辺 恭久	同	同	右	現	在	在
井上 昭	同	同	右	六三	一二	三〇
吉村 貞秋	平成元	二	二四	現	在	在

第三節 社会福祉活動・組織

1 戦災者・引揚者援護 (市史上巻七九四ページ参照)

2 滝川市遺族会

終戦の翌年、昭和二十一年六月五日全国にさきがけて北海道連合遺族会が結成され、滝川町でも同年八月二十日滝川町遺族会が設立されたが、軍人遺族に対する連合軍の態度がきびしく、処遇向上運動も思うようにならなかったのである。

昭和二十七年四月二十八日講和条約が締結されたのを契機に、全国の軍人遺族は遺族会を結成し、恩給法や戦没者遺族扶助料の増加の要求など各種の運動を展開し、遺族に対する処遇の改善がはかれるようになった。

滝川町、江部乙町でも同年にそれぞれ遺族会を再編設立、結成した。その内容は、会員の親睦と福祉、及び相互扶助と自力更生に当たることを目的とし、事業としては遺族家庭の慰問、疾病災害の見舞、靖国・護国神社参拝に対する助成、上部団体と連携し遺族扶助の改善並びに未帰還遺骨の早期送還運動をはかるというものであった。また、会員は戦傷病死者及びこれに準ずる者の遺家族で任意加入とした。

昭和四十六年、旧滝川市と江部乙町の合併により翌四十七年五月両遺族会も合併し、新しい滝川市遺族会が誕生した。

会の事業としては靖国神社、北海道護国神社の大祭参列、戦没者追悼式及び遺族慰安会の実施、道や空知連合会と提携して遺族処遇の改善向上をはかるというものである。

発足当時の会員数は三〇九名であったが、平成元年四月一日現在の会員数は二八一名と、年々減少している。

事務所は滝川市総合福祉センター内に置かれている。

合併以降の歴代会長名

佐々木市之助 四六・〇五五・二(死去)

樋口 昭二 五三・七五五・四 副会長として会長代行

五五・四〇〇 現在 会長

合併以降の主な事業

昭和五四年六月 江部乙地区会では、大正二年に建立された招魂碑に、日露戦役以降の江部乙地区戦没者の氏名を銅板に刻みこみ、付設した。

昭和六〇年五月 滝川市終戦四十周年記念事業の一環としてのサハリン墓参団

に代表参加

同 六月 沖繩墓参団に代表参加

平成元年 七月 滝川地区会では、昭和三十年に建立した顕彰塔の土台がいたんだため全面修復した。

3 戦没者遺族援護・恩給法請求事務(略)

4 募金活動

日本赤十字社の活動 一八五九年(安政六年)、北部イタリアのソル

フェリーノの戦場で、スイスの青年アンリー・デュナンの胸中に灯った人類愛の赤十字思想は、民族・信条のすべてを超えて、世界中

のあらゆる人びとの共鳴と支持をうけ、今日の赤十字という国際的な救護組織へと発展してきた。

日本では明治十年（一八七七）に結社、同十三年（一八八〇）に北海道支部が設置されて以来、全道に赤十字地区が組織化された。

滝川市においても赤十字地区長には市長をあて、赤十字事業が推進されているが、昭和六十三年の実績は次のとおりである。

昭和六十三年滝川地区の実績

1 社員増強運動	目 標 額	実 績 額	達 成 率
社 資	三、五七六、〇〇〇円	四、〇三一、六〇八円	一一三%
大会社資	四、〇〇〇、〇〇〇〃	九、三三三、六〇〇〃	二三四%
指定事業社資	一五〇、〇〇〇〃	一五〇、〇〇〇〃	一〇〇%
合 計	七、七二六、〇〇〇〃	一三、五三五、二〇八〃	一七五%
2 献血事業	目標人員 三、八三四人	献血人員 三、五二七人	達成率九二%
	献血量 七〇五リットル		
3 災害救助	災害による被害件数 九件		
	毛布給付枚数 五一枚		
	日用品セット給付個数 一五個		

滝川市赤十字奉仕団

昭和三十七年一月一日、滝川市母子会などが中心になり一〇〇人ほどで結団し、水害、火災などの災害時におけるボランティア活動をはじめたが、二年ほどで自然消滅となってしまう。昭和五十七年四月一日、再度結団し、災害時の奉仕活動にあわせて老人福祉施設での介助奉仕活動を行ってきているが、会員が減り六十三年度は四七人となり活動も制約されてきた。

平成元年になり、九月六日には滝川市が日赤北海道大会の開催地となることもあり、その活動を強化することも含めて団員を増やすべく市内各婦人団体に呼びかけたところ、九七人の団員となり、活発な活動を展開している。

- 委員長 吉岡ハツエ 副委員長 神部富美子 三浦敏子
- 会 計 前野美重子 書 記 真田 和子
- 歴代委員長 小田中キヌ 三七・一・一〇三九
- 相沢 喜代 五七・四・一〇六〇・三・三一
- 前野美重子 六〇・四・一〇〇〇・三・三一
- 吉岡ハツエ 平元・四・一〇〇〇

赤十字奉仕団・特別奉仕団の組織状況（平成元年五月末現在）

名 称	発 足 年 月 日	団 長 名	会 員 数
一般奉仕団 滝川市赤十字奉仕団	昭和三七・一	吉岡ハツエ	男 〇 女 一四五 計 一四五
特別奉仕団 同地区ス キーバトロール奉仕団	〃 四三・一一	石黒 直	男 一九 女 二 計 二一
特別奉仕団 滝川市無 線赤十字奉仕団	〃 五二・九・一九	芳賀 征克	男 三七 女 二 計 三九

滝川市の赤十字募金状況（社員拠金・賛助・寄附金）

昭和五十五年以降昭和六十三年まで

年度	募金実績 千円	達成率 %	年度	募金実績 千円	達成率 %	年度	募金実績 千円	達成率 %
五五三	三八三・一三一・一	五八五	三九六	一八〇・三六一	四	三二六	二四・一	
五六四	八六七・一七六・〇	五九三	六八三	一一八・一六二	四	〇八二	〇九・〇	
五七三	六一〇・一三〇・〇	六〇三	七六一	一一六・六六三	一四	〇三五	一八二・〇	

- 1 すべての人々のしあわせをねがい、蔭の力となって、人々に奉仕する。
- 2 常にくふうして、人々のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 3 身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで、世界の平和につくす。

奉仕団・特別奉仕団の活動状況（平成元年度の事業概要）

1 滝川市赤十字奉仕団

- ・緑寿園奉仕活動（特養ホーム・痴呆専用棟六月・八月）
- ・赤い羽根街頭募金協力奉仕（十月）
- ・歳末助け合い募金協力奉仕（十二月）
- ・赤十字北海道大会が九月六日に滝川市文化センターで開催されるので、これに向けての準備、当日の大会奉仕活動など

2 滝川地区スキーバトロール赤十字奉仕団

- ・市営空知太スキー場清掃奉仕（二回） 点検整備奉仕（十二月）
- ・特別安全対策奉仕（十二月〜一月） 通常バトロール（冬季節）
- ・各種スキー大会特別奉仕

3 滝川市無線赤十字奉仕団

- ・パレード奉仕（社会を明るくする運動・七月、滝川しづき祭り・八月）滝川市民冬まつり（二月）
- ・歳末助け合い募金協力奉仕（十二月）
- ・日赤北海道大会（九月）、国体軟式野球（九月）への奉仕
- ・独居老人世帯除雪奉仕（二月）

赤十字北海道大会 平成元年九月六日、第十九回赤十字北海道大会

が日本赤十字社名誉副総裁常陸宮妃殿下ご臨席のもとに滝川市文化センターにおいて開催された。

当日は、今井道雄日本赤十字社北海道支部長ほか赤十字関係者はじめ、山中道副知事、吉岡滝川市長など全道から約一、一〇〇名が参加した。

式典に先立って赤十字関係物故者慰霊祭が厳粛の中にとり行わ

れ、引続き妃殿下をお迎えして式典が開始された。今井支部長の「赤十字の旗のもと、新しい時代に即した活動をたゆまず推進します」旨の式辞のあと、常陸宮妃殿下から赤十字への寄付など功労の大きい二二三の個人・法人に対して有功賞の御授与があり、社長、支部長からの表彰も行われた。

ついで、名誉副総裁常陸宮妃殿下のおことば、支部長奉答、社長挨拶、道知事祝辞、滝川市長歓迎挨拶と式が進められ、続いて体験報告が発表された。青少年赤十字活動では札幌市代表（高田美紀）、赤十字奉仕団体験発表（滝川市赤十字奉仕団副委員長神部富美子）、国際救援活動報告―ネパール飲料水供給保健衛生指導―（北見日赤病院看護婦桜庭真智子）の三名が、それぞれの体験を力強く報告し、赤十字の歌（あこがれの赤十字）を合唱して式典は終了した。

なお、妃殿下は六日午前中に美術自然史館と緑寿園をご視察、特に緑寿園では入園者に温い励ましのお言葉をかけられ、園内にブーゲンズ・トリーを記念植樹、更に赤十字北海道大会終了後文化センター前庭にもオンコの記念植樹をされるなど、滝川市に数々の温い足跡をしるされた。また、きびしい日程を割かれて、雨あがりの空知川河畔に、市民の丹精こめた「コスモス園」をご視察になり、花を愛するやさしいお人柄をしのばせる場面も赤十字大会にふさわしいものであったと言えよう。妃殿下は翌七日、旭川空港から帰京された。

もともと、この大会は当番の某都市の都合が悪くなったのを機に吉岡市長が開基一〇〇年事業の一環として招請し認められたもの

で、準備期間も少なかったが、日赤関係者の配慮と、地元では滝川市赤十字奉仕団をはじめ関係諸団体の努力、そして市福祉事務所を中心に市全体が一致協力の中で運動を展開した結果、見事に開花し成功したのである。この大会の慰霊祭や式典の中で、滝川市婦人会合唱部と、私的コーラスグループの「コールミティ」の合唱は、格調が高く洗練されたもので参加者を魅了、絶賛を浴びた。また、芸能披露における屯田太鼓や詩吟、剣舞などの余興も文化のかおり高い滝川の一面を披露したと言える。なお、大会終了後、りっぱな記念写真集が発行されたことも付記しておく。

共同募金 共同募金は民間によって営まれる社会福祉事業に必要な資金を集める運動で、募金を一元化してその配分が行われている。募金の配分については半分強が母子援護・児童施設・障害者援護・老人援護・ボランティア活動・民生事業援助など直接地元福祉援護費用や活動に回され、約半分は道地域配分となるが間接的に

募金実績（歳末たすけあい募金を除く） 昭和五十五年以降分

年度	目	標	実	績
五五		五、一九〇、〇〇〇 円	五、一九六、〇二八 円	六〇
五六		五、六九五、〇〇〇	四、七三〇、七七九	六一
五七		六、〇一三、〇〇〇	六、一〇九、一六三	六二
五八		六、三五八、〇〇〇	五、五八六、〇一〇	六三
五九		六、一一〇、〇〇〇	六、七一一、六四二	

年度	目	標	実	績
		六、三六〇、〇〇〇 円	七、一八〇、三九三 円	
		六、四二八、〇〇〇	六、五六〇、七四九	
		六、五六七、〇〇〇	七、〇二六、五三三	
		六、六〇四、〇〇〇	七、四四五、八七〇	

は社会福祉事業に還元されてくる。

共同募金の歴史については市史上巻八〇一ページの共同募金の項に掲載されているので省略するが、法制化による募金活動は昭和二十六年からである。

滝川市の場合、募金活動開始以来毎年度高い実績をあげ、昭和十四年には中央共同募金会長表彰を受けており、その後も引続き目標を上回る運動を展開している。

歴代北海道共同募金会滝川市支会長（任期二年）

就任	就任
初代 橋本徳四郎 昭和二年	六代 業天 孝一 昭和五一年
二〃 関藤 静雲 同 二六年	七〃 水谷 五一 同 五三年
三〃 武田 セイ 同 三七年	八〃 田端 真佳 同 五七年
四〃 中村 武男 同 四六年	九〃 岡田 外之 同 五九年
五〃 水谷 五一 同 四九年	一〇〃 武内 敏彦 同 六三年

5 滝川市社会福祉協議会

昭和四十六年滝川市と江部乙町が合併した以前のそれぞれの福祉協議会の経過と、両福祉協議会合併の経緯、更に五十四年度までの事業などについては、市史上巻第七編第三章社会福祉の項に掲載されているので省略する。

社会福祉法人滝川市社会福祉協議会

昭和四十六年十月四日、滝川市福祉協議会と江部乙社会福祉協議会が合併して、新しい組織としての滝川福祉協議会が発足して活動を始めたが、福祉事業の複雑化に伴いより強力な執行体制を望む気運が高まってきた。

このため、昭和五十年社会福祉法人組織とするために申請、認可となり、昭和五十一年六月一日に社会福祉法人滝川市社会福祉協議会が新発足した。事務所は総合福祉センター(明神町一丁目五)内に置いている。

具体的な事業内容は次のとおりである。

- 1 心配ごと相談 日常生活の諸問題での心配ごと相談
- 2 高齢者等就職相談 高齢者、身障者、母子家庭の就職相談
- 3 資金の貸付
 - (1) 世帯更生資金 低所得者への生業、医療、住宅、修学資金
 - (2) 自立更生資金 低所得者世帯に貸出しする資金
 - (3) たすけあい資金 緊急の生活維持のための貸出し資金
- 4 広報活動 社協だより年二回全戸配布
- 5 災害時弔慰金贈呈 会員(世帯主)が不慮の災害不幸を被った時

昭和五十五年以降の重点事業経過

- 五五年
 - ① 地域福祉活動の強化(事務費の助成)
 - ② 総合福祉センター増築による事務局体制の強化
- 五六年
 - ① 住民組織との連携による経営の充実
 - ② 道社協との共催で「障害者雇用促進事業」懇談会の開催
 - ③ 総合福祉センターに「喫茶コーナー」開設
- 五七年
 - ① 地域団体との協調をはかるため「マイクロボスの運用事業」を開始
 - ② 福祉事業、援護事業の活発化を図る。
 - ③ 道共同募金会のモデル地区として指定を受け、募金活動の効果的方法を実施し成果をあげる。
- 五八年
 - ① 町内会組織の強化による地域福祉活動の活発化
 - ② ボランティア事業の推進(町内会共済制度による事故の補償)
 - ③ 心配ごと相談業務の窓口集約化をはかる。
- 五九年
 - ① 特別会員増による経営の安定をはかる。
 - ② 昭和六〇年度を初年度とする五ヶ年間の「地域福祉実践計画」の策定
 - ③ 学童・生徒・婦人ボランティアクラブを中心とするボランティア活動の推進
- 六〇年
 - ① 社協体制の確立
 - ② 在宅福祉サービス事業の推進
 - ③ ふれあい広場事業の実施
- 六一年
 - ① 滝川市コミュニティ推進協議会や関係諸団体等との連携、協調を強化する。
 - ② 在宅福祉サービスの推進をはかる。
 - ③ 中空知ふれあいの集いを開催
- 六二年
 - ① 財政基盤の強化と組織体制の整備
 - ② ノーマライゼーション理念に基づく地域福祉、在宅福祉の啓発
 - ③ 第十五回社会福祉大会の開催(社会福祉事業に貢献した人びとの顕彰)

六三年 ①特別会員の増員をはかる。

②ノーマライゼーション理念の普及と定着をはかる。

③広報活動の充実

平成元年 ①特別会員の増強をはかる。

②ノーマライゼーションエリア推進事業に参画

③第十六回福祉大会の開催（社会福祉事業に貢献した人びとの顕彰）

④第十七回金婚祝賀会の開催

⑤赤い羽根・歳末助け合い共同募金啓発街頭募金活動

⑥広報活動の充実

社会福祉事業功労顕彰受賞（昭和五十五年度以降、全道以上）

氏名・団体 表彰者 年月日 事由

滝川市社会福祉協議会 道社協表彰 五七・八・二七 社協活動

同 右 全国社協表彰 五八・一〇・二八 同 右

水谷 五一 道社協特別表彰 五九・八・二三 同 右

早川 実 道社協表彰 六一・七・一六 同 右

歴代会長名

氏名 就任

初代 白水 務 昭和四六・一〇・一〇

二代 業天 孝一 昭和四八・四・二八

三代 水谷 五一 昭和五〇・五・二六

四代 金山 二男 昭和五九・五・二九 現在

江部乙地区活動実践委員会会長 酒井弥太郎 四九・八 現在

歴代事務局長

氏名 就任

初代 小玉 正明 昭和四六・四・一

滝川市社会福祉協議会理事・監事（昭和五十五年以降分）

二代 上元 馨 昭和四九・四・一

三代 今井 定利 昭和五八・六・一六

四代 片山 邦哉 昭和六一・四・一

五代 西岡 晃一 昭和六二・七・一

六代 井上 昭 平成元・五・一

心配ごと相談員（社会福祉協議会委嘱、昭和五十五年以降）

氏名 就任年月日 退任年月日

林 亀 五五・一一・一 〇六・〇九・三〇

津田 正一 六〇・一〇・一 〇〇・〇一・〇一 現在

今井 定利 六二・五・一一 〇六・二・二〇

田村 一雄 六二・七・一 〇〇・〇一・〇一 現在

滝川市社会福祉協議会理事・監事・評議員定数（昭六〇・六・一以降）

理事 評議員

地域選出 一七名 民生委員協議会 六名

合計 一七名 婦人ボランティアクラブ 二名

老人クラブ連合会 一名

身体障害者福祉協会 一名

滝川支部

監事 保護司会 一名

衛生協力会 二名

地域選出 三名 婦人団体連絡協議会 一名

合計 三名 住民代表 三四名

行政 二名

合計 五〇名

氏名	就任年月日					氏名	就任年月日				
	55・5	57・5	59・5	61・5	63・5		55・5	57・5	59・5	61・5	63・5
手島 二枝	副	〇				井上 正雄	〇				

注 長は会長、副は副会長、監は監事、常は常任理事、○は理事、△は途中就任、●は途中退任 *は途中就任途中退任

平野博信	神部富美子	西野良吉	田端真佳	谷口ヤス子	上元馨	横井善吉	脇本繁雄	大西英男	樋郡英夫	大崎文夫	梅村省一	高橋倉太郎	照井政雄	鈴木菅大	山本康照	土井恒隆	金山二男	業天孝一	水谷五一	加藤建蔵	早川実	真田和子	酒井弥太郎
			○	○	○	○	○	●	○	○	監○		○	○	副○	監○		○	長○	○	監○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	監○		○	副○				○	副○				長○	監○	○		○
●	○	○	○			○	監○	副○				○	○			長○				○	監○		○
			○			副○	監○	副○	副○				○			長○					監○		○
			○			副○			副○			○				長○							○
井上浩	谷口茂男	河村久男	吉村貞秋	井上昭	今井定利	高野彦三郎	堀東悟	種田良一	柴田勇	片山邦哉	本野正一	岩崎秀市	洞内時晴	山口光義	西岡晃一	山本綾子	荒井八重子	次原清一	香西弘	笹木和幸	岡本好夫	秋山義雄	
																							常△
																							常●○
																							○
																							○
																							○
																							○
監●	監○	監○	△	●	○	○		○		常●	○	○	○	監○	○		○	○					○

滝川市社会福祉協議会決算状況(昭和五十四年度以降、単位 円)
一般会計

年度	収 入	支 出	差 引
五四	一八、一五九、九一六	一八、一三九、九一二	二〇、〇〇四
五五	一八、一八六、〇〇〇	一八、〇九六、八四一	八九、一五九
五六	一九、七六二、〇七八	一九、六六四、七七九	九七、二九九
五七	一八、七四四、八二八	一八、六七六、一二一	六八、七〇七
五八	二二、九九三、七九四	二二、五六二、一八七	四三一、六〇七
五九	三七、八八七、五八九	三七、二四六、六七〇	六四〇、九一九
六〇	三九、七五六、三八三	三九、六一六、三五〇	一四〇、〇三三
六一	三八、六四九、〇八四	三五、六八二、八八三	二、九六六、二〇一
六二	四三、六三三、九三七	四二、四二八、六二〇	一、二〇五、三二七
六三	三四、九六〇、五八八	三三、〇三二、九七一	一、九二七、六一七

世帯更生資金貸付金特別会計

年度	収 入	支 出	差 引
五四	五、二七六、三四八	五、一七六、六六八	九九、六八〇
五五	六、八四九、八六一	六、七二八、二三六	一二一、六二五
五六	八、五五九、〇六八	八、四三四、四九四	一二四、五七四
五七	四、一八五、〇四七	四、〇六四、三五四	一二〇、六九三
五八	二、九七三、二八一	二、八六六、一四八	一〇七、一三三

(五九年度以降は一般会計で取扱い)

第二章 社会福祉

自立更生資金貸付金特別会計

年度	収 入	支 出	差 引
五四	一九、四一三、四二九	一九、四一三、四二九	〇
五五	一六、二三四、六五三	一六、二三四、六五三	〇
五六	一四、二四六、二四二	一四、二四六、二四二	〇
五七	一三、六四九、〇〇一	一三、六四九、〇〇一	〇
五八	一二、四八四、二二一	一二、三三三、六三六	一五〇、五八五

(五九年度以降は一般会計で取扱い)

愛情銀行特別会計

年度	収 入	支 出	差 引
五一	二二八、六九五	一〇四、二七一	一一四、四二四
五二	三三六、八三七	四五、〇〇〇	二九一、八三七
五三	六八四、九四七	一四一、三二〇	五四三、六三七
五四	七五〇、一〇七	三〇〇、六六〇	四四九、四四七
五五	八三二、七六七	四七八、九五六	三五三、八一
五六	五九〇、三一八	一六四、七三八	四二五、五八二
五七	五〇七、七〇八	六五、五九八	四四二、一一〇
五八	五一一、八五八	一二三、七六一	三九〇、〇九七
五九	九七二、四三六	六〇三、五一三	三六八、九二三
六〇	六一〇、七七一	二三六、八〇〇	三七三、九七一
六一	五五八、三三六	一五七、六〇〇	四〇〇、七三六
六二	七八四、五七二	三五五、九八七	四二八、五八五
六三	八一七、四七〇	三七八、〇〇〇	四三九、四七〇

社会奉仕活動センター特別会計（五十九年以降一般会計取扱い）

昭 和 年 度	収 入	支 出	差 引
五八	四五九、八五〇	四五七、九六〇	一、八九〇
五五	五三八、九六〇	五三七、一九〇	一、七七〇
五六	六〇二、九二〇	五二四、八五〇	七八、〇七〇
五七	七二九、〇九三	六六九、五六〇	五九、五三三
五八	六六一、三八四	五五四、六四四	一〇六、七四〇

福祉年賀帳特別会計（五八年度で終了）

昭 和 年 度	収 入	支 出	差 引
五八	一、八二七、七一九	一、八二七、七一九	〇
五五	一、七二二、〇五一	一、七二二、〇五一	〇
五六	一、四六八、四一五	一、四六八、四一五	〇
五七	一、八二〇、〇七七	一、八二〇、〇七七	〇
五八	一、六六四、三三二	一、六六四、三三二	〇

退職手当積立金特別会計

昭 和 年 度	収 入	支 出	差 引
五八	三、二七三	〇	二六六、〇三七
五五	一〇六、四五六	〇	三七二、四九三
五六	一〇六、四一七	〇	四七八、九一〇
五七	一〇五、一二四	五三五、〇五〇	四八、九八四
五八	一、〇五〇、五九五	一、〇五八、二五〇	四一、三二九

五九	三六〇、四九五	〇	四〇一、八二四
六〇	一六三、九六九	〇	五六五、七九三
六一	二、四三八	〇	五六八、二三一
六二	六二五、五六九	〇	一、一九三、八〇〇
六三	四〇、四六九	〇	一、二三四、二六九

6 滝川市結婚相談員

滝川市では結婚を望んでいる未婚者や未亡人、独身者で相手を得る機会がなかったり、適当な相手を得られず結婚ができないでいる状態を助けるために昭和三十九年五月一日、八名の結婚相談員を委嘱した。その後、公の機関としての活動をはかるため同年六月四日に滝川市結婚相談員設置規則を公布した（合併後改めて公布）。

相談員の任期は二年とし、当初は総合福祉センターに相談室を常設し日曜を除いて毎日相談に応じていたが、現在は結婚を希望する人に登録してもらい相談員が個々に面接する仕組みとなっている。

また、相談員が相互に情報の交流をはかったり、空知管内十市の関係団体との定期的な会合をもち、情報の収集、交流をして希望者に必要な資料を提供するようにつとめている。

結婚相談員（昭和五十五年以降平成元年十二月末現在）

氏名 就任年月 退任年月

相沢 喜代 四一・五・一〜六一・六・一八

手島 二枝 四六・五・二八〜五八・九・三〇

河合 初枝 五二・一〇・一〜平成元・九・三〇

平野 博信 同 右 六一・三・六

辻奥	隆敏	五二・一〇・一	五六・九・三〇
岩井	武子	同	右 五八・九・三〇
山本	貞四郎	同	右 五六・九・三〇
酒井	弥太郎	同	右 平成元・九・三〇
長屋	昌也	同	右 五六・九・三〇
野田	利	同	右 現 在
高野	トシ	五六・一〇・一	同
山本	康照	同	右 同
谷口	ヤス子	五八・一〇・一	同
嶋田	定雄	同	右 同
寺口	章	同	右 同
工藤	勝	平元・一〇・三	同
道川	静子	同	右 同

第四節 社会福祉施設

1 総合福祉センター（滝川市明神町一丁目五番）

市役所や繁華街に近く、しかも交通の便利がよいという条件に恵まれて、市民から利用しやすいと親しまれているこの総合福祉センターは、設置目的、関係官庁の予算などの問題から今まで三回にわたって新築・増設されており、他の公共建築物とは若干異なる経過をたどっている。市史では、行政と厚生編に分かれて記載されているが、続巻では、厚生編にまとめて記述した。

広域生活総合センターとしての新築（上巻六二二ページ）

滝川市では、広域行政を推進するための本拠とするために、現在地に建設された。



総合福祉センター

建築期間 昭和四十九年九月十四日着工、翌五十年五月二十日完成

建築構造 鉄筋コンクリート造二階建

建築面積 面積 四〇一・八七平方メートル
延面積 八七四・八五平方メートル

工事費 一億一、三三三万円

この施設には、広域圏事務局、会議室、圏域内市町展示コーナーをはじめ、婦人研修室、消毒者センター、相談室などが設け

られ、幅広い活用施設となった。

総合福祉センターとしての増設（上巻七九七ページ）

滝川市では、かねてから市民の福祉活動の拠点となる施設の必要性から市街の中心部に建設を予定していたが、広域生活総合センターの完成した昭和五十年に、旧中央保育所、公益質屋跡を利用して、広域生活総合センターに接続して総合福祉センターを建設した。

建築期間 昭和五十年七月三十一日着工、昭和五十一年十一月一日完成

建築構造 鉄筋コンクリート造二階建

建築面積 一、三〇一、八二七平方メートル
広域生活総合センターを含めた延面積は、二、一七六・六八平方メートル

工事費 一億五、〇〇〇万円

この結果、広域生活総合センターに設置された各機関団体の他に、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、滝川市社会福祉事業団、北海道共同募金会滝川市支会、日本赤十字社滝川市地区会滝川地区保護司会及び分会、滝川市遺族会、滝川市母子会、ボランティア団体等が入居し、市民の活用度はいっそう高まった。

滝川市中央公民館と働く婦人の家の増設

滝川市では、広域生活総合センターと総合福祉センターを建築するに際して、将来この建物に乗せしてより充実した施設を設置するという構想をもって設計、施工に当たっていた。

そして、これらの二施設が市民に好評を得、年々利用度が高まっている実情から、昭和五十一年に中央公民館と、働く婦人の家の施設建築に踏み切り、従来の二階建に乗せして五階建の堂々たる建物を建築したのである。

建築期間 昭和五十一年七月一日着工、昭和五十六年三月二日完成

建築構造 従来の二階建の上に三階を上乘せした鉄筋コンクリート造り五階建

工事費 三億二、一三〇万円

他に設備費一億一、六四〇万円（給排水、電気設備工事）

建築面積 三、三三一、八九七平方メートル（三、四、五階分面積）

総延面積 五、四三六、六四八平方メートル

この増築により、働く婦人の家の施設として、料理講習室、図書室、和室、托児室、中央公民館施設としては視聴覚室、研修室、絵画展示用ギャラリーなどが新設された。また、一階には保健センター（五十三年四月一日設置、滝川市休日夜間急病センター（五十七年四月三日開所）が設置されるなど、広域圏業務も含めて、社会福祉、社会教

育、医療なども含めた多目的の総合福祉センターとして幅広い活用をみるに至った。

昭和五十六年の増設以降の動きとしては、昭和六十年に滝川市生涯学習振興会、滝川市教育委員会社会教育部の入居、昭和六十二年からは教育委員会学校教育部が市庁舎狭隘のため入居、また、開基百年記念事業実施本部事務局、土地利用推進室も一時的に事務所を設置するなど、市の第二庁舎の利用度も高まっている。

機能回復訓練室（肢体不自由児対象）は身体障害者福祉センターの開設に伴い移設し、五十七年四月より休日夜間急病センターを設置し、また六十一年十一月には保健センターが移ったあと市民ロビーを新設し六十一年十一月十三日から使用している。

滝川市複合施設としての総合福祉センター

前述のように多目的をもった総合福祉センターは、まとめると次の施設名をもった複合施設である。

広域生活総合センター	一・二階	八三八、三三八平方メートル
総合福祉センター	一・二階	二、一〇四、七五一平方メートル
働く婦人の家	三階	一、〇八一・九五平方メートル
中央公民館	四、五階	二、二四九・九四七平方メートル
合計	五、四三六・六四八平方メートル	

合計	中央公民館										小計				
	小計	市民ギャラリー	市民サロン	ステージ	サロ	ン	小和室・大和室	社教推進指導員室	小会議室・研修室	視聴覚室・工芸室		講堂・小会議室			
四八、五七九人 (一、〇八九)件	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
二二〇、四六五人 (四、〇四九)件	五四、三〇七	(一、八八一)	六、二五三	四、九八三	(六六)	(一〇、四八八)	(四〇二)	五四八	(三五)	六、六〇九	(四五)	三、五八一	二一、一六七	(四八六)	一九、八一四人 (一、〇七五)件
一六四、一二七人 (四、九二四)件	八五、六六五	(二、四六二)	一〇、一二五	八、八三二	(九九)	一六、三〇五	(五七二)	四三三	(三六)	一三、三〇七	(六二〇)	四、七一四	三一、四九三	(六六一)	三一、〇七三人 (一、四四七)件
一二七、四〇一人 (五、三二五)件	六六、二一三	(二、八六四)	八、一八八	二、八四六	(三一五)	一一、〇八一	(六一七)	1	(1)	一〇、五三五	(六九〇)	三、九一〇	二六、五三九	(七二〇)	二六、七一人 (一、五三四)件
一八六、五九八 (五、六九三)	一一五、九二六	(三、一九五)	一五、二六七	八、七〇二	(三九六)	一四、二六四	(五九三)	二、七四三	(五八)	二九、二六七	(七六〇)	八、二二五	二九、四一五	(八〇二)	二八、一二一 (一、五四二)

2 老人福祉施設

滝川市老人福祉センター

昭和四十年九月開設され、通称「西町老人福祉センター」として市民に親しまれてきたこの施設は、平成元年九月一日で閉館となった。これは、昭和五十七年五月、一の坂町東に新しく中央老人福祉センターが設置され、設置場所の利便性と施設が整備されている中央センターへの利用度が高まってきたことと、更に西町のすぐ近くに、すばらしい設備のととのったデイ・サービスセンターと三世代交流センターが平成元年四月から開設され、老朽した西町センターが不要となったためである。

滝川市中央老人福祉センター

滝川市では昭和五十七年五月一の

坂町東三丁目に近代的な施設設

備をととのえた「中央老人福祉センター」を建設した。

これは、滝川市でも高齢者が年々増加し老人クラブの会員も増えるにつれて組織的な会合や行事も多くなり、既設の老人福祉センターだけでは不足気味となっており、また、既設のセンターが西町にあるため市街中央付近に施設を望む声が高まって

きたこともあって、建設されたものである。

この施設は、街並みが一望できる高台に、市内の公共施設としては初めての太陽熱（ソーラーシステム）を利用しての給湯設備をはじめ、教養・娯楽・健康管理のための総合施設、さらには生きがい事業の実施の場として配慮されており、最近では年間延べ三万五、〇〇〇人余の高齢者に喜ばれて利用されている。

この施設の規模、内容は次のとおりである。

所在地	滝川市一の坂町東三丁目九番五号
開設年月日	昭和五十七年五月十一日
施設の構造	鉄筋コンクリート造二階建
敷地面積	四、五八八、八二〇平方メートル
建物延面積	一、二五二、九四二平方メートル
総事業費	四一五、二二七、〇〇〇円

内部は、一階に①ホール②ロビー③生活相談室④検査室⑤診察室⑥栄養指導室⑦図書・保健資料室⑧休憩・研修室⑨浴室（男・女）⑩機能回復訓練室、他に管理部門と共用部分の各室がある。

二階は、①大ホール②運動指導室③ステージ④ホール⑤放送室などがある。有効に利用されている。特に、ソーラシステム給湯による入浴の評判がよく、毎年一人一人ほどの利用者がある。

なお、施設の利用については老人は無料、一般使用については有料となっている。



老人福祉センター

の土地九万九、九八四・四二平方メートルの割愛を受け、昭和四十九年八月二十八日着工、翌年三月三十一日竣工、五月一日北海道知事の設定認可を受けて養護老人ホームは開所の運びとなった。

このような経過をたどって老人福祉村構想の第一歩が力強く踏み出され、以来、特別養護老人ホームをはじめ、軽費老人ホーム、公園造成など、年次計画にそって緑寿園の施設は年々拡充、充実されて現在に至っている。

△緑寿園の名称▽

養護老人ホームの竣工が間近かになった頃、将来特別養護老人ホーム・軽費老人ホームが開設された時、施設毎の名称でなく、老人福祉村全体としての名称が必要であるとの意見があり、福祉事務所を中心に市役所内部から名称を募集したところ三十通近い応募があった。その中から「緑生園」と「緑寿園」を昭和五十三年三月に開催された養護老人ホーム等施設部会に諮ったところ、「緑寿園」が選ばれて、所要の手続きを経て決定した。

なお、緑寿園とは、青葉の茂った緑の野原、大地に生き、長生きするという意味である。

△社会福祉事業団の設立▽

老人福祉村構想一号の養護老人ホームに引続いて、二号の特別養護老人ホーム建設の計画が具体化する中で、今後更に軽費老人ホームを開設するとなると、三施設で三〇〇人余の老人を収容し、一〇〇人近い職員で運営することが必要になることから、これらの施設をどう管理運営するかが問題となってきた。

協議を重ねた結果、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団を設立し、管理運営を委託することにより、経営の合理化・効率化を図ることが最適であるとの結論に達した。

昭和五十一年十月十九日付厚生大臣の認可が下り、同月二十八日発起人会で役員や各種規則が定められて、昭和五十一年十一月一日正式に発足した。

役員構成は理事二二名、うち理事長(市長)一名、副理事長(市助役)一名及び常務理事(理事長指名)一名とし、また監事二名の計一四名となっている。

なお、入園費用については老人福祉法に基づいて徴収されている。

施設の概要

1 養護老人ホーム

設置目的 身体又は環境上の理由及び経済的理由により居宅養護の困難な者を収容し養護する。

設置年月日 昭和五〇年五月一日

建物 構造 鉄筋コンクリート造 管理棟平屋建

居室棟ブロック二階建

面積 一、三六七・五四平方メートル(管理棟七三八・九

八、居室六二八・五六 平方メートル)

収容定員 五〇名(居室二人用二四室、一人用二室)

建設費等 建設費 一億一、三〇〇万円、設備費七、七八五万円

着工 昭和四九年八月二七日

竣工 昭和五〇年三月二五日

2 特別養護老人ホーム

設置目的 身体又は精神に著しい欠陥があり、常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることが困難な者を収容し養護する。

設置年月日 昭和五一年五月一日

建物 構造 鉄筋コンクリート造平屋建(管理棟)

同 ブロック造平屋建(生活棟)

面積 二、三〇三・六六平方メートル

管理棟 七六六・一六平方メートル

居室棟 一、三四五・五〇平方メートル

訓練棟 一九二・〇〇平方メートル
建設費等 建物建設費 二億三八七万円
設備費 一億三、二二七万円

収容定員等 一〇〇名(居室四人室二五、寮母室三、他一〇〇)

着工 昭和五〇年七月三十一日

竣工 昭和五一年三月一日

(完成面積二、一一一・六六平方メートル)

増 築 昭和五一年一〇月三〇日竣工

(完成面積 一九二平方メートル)

第二次増築 昭和五八年四月一日竣工

収容人員五〇名(増員)

建物 一、三一六・三七平方メートル

居室棟 鉄筋コンクリート造平屋建

一、〇五三・二九平方メートル

食堂棟 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建

二六三・〇八平方メートル

建設費等 建物建設費 二億五、四六五万円

設備費 九六九・三万円

3 軽費老人ホーム(A型)

設置目的 低額な料金で収容し、給食その他日常生活上の便宜を供与する。

設置年月日 昭和五三年四月一日

建物 構造 鉄筋コンクリート造二階建

面積 一、四八〇・〇二平方メートル

建設費 一億五、四九六万円

設備費 二、二三八万円

着工 昭和五二年七月二十四日

竣工 昭和五三年三月二〇日

収容定員等 五〇名(居室二人用六室、一人用三八室 他一一室)

職員数等 養護老人ホーム 計一四名(うち兼務一名)

園長(兼)一名、副園長一名、事務員一名、生活指導員一名

寮母五名、看護婦一名、栄養士二名、調理員二名、用務員一名
特別養護老人ホーム 計四九名(うち兼務一名)

園長一名、副園長(兼)一名、事務員三名、生活指導員一名
寮母三二名、看護婦四名、栄養士一名、調理員四名

用務員一名、介助員一名

③ 軽費老人ホーム 計一三名(うち兼務二名)

園長(兼)一名、副園長(兼一名)、事務員一名、寮母四名

生活指導員一名、看護婦一名、栄養士一名、調理員二名、用務員一名

歴代園長

1 小川滝男 昭五〇・ 六・二〇五一・ 三・三一

2 皆上 浩 〃五一・ 四・一〇五二・ 三・三一

3 秋山義雄 〃五二・ 四・一〇五三・ 一・三〇

4 青木仁八 〃五三・ 一・二一五四・ 五・三一

5 高木正義 〃五四・ 六・一〇五八・ 五・三一

6 金山二男 〃五八・ 六・一〇

4 特別に介護を要する老人専用棟

(特別養護老人ホームの増設分)

設置目的 近年、痴呆性など特別に介護を要する老人が増加している

ことに対処する目的で建設されたもの

で、既設の特別養護老人ホームの増設である。

設置年月日 着工 昭和六十二年八月

竣工 平成元年八月一日

建物 構造 鉄筋コンクリ

建物 構造 鉄筋コンクリ

建物 構造 鉄筋コンクリ

建物 構造 鉄筋コンクリ

建物 構造 鉄筋コンクリ



緑 寿 園

(特に介護を要する老人専用棟竣工式)

1ト二階建

建物面積 延べ二、〇一四平方メートル

既設の特養ホームと廊下で接続されている

収容定員 五〇名(四人部屋八、二人部屋六、一人部屋六)

職員数 この施設だけ専門の職員として、寮母八名、看護士一名、生活指導員一名が配属されており、他の管理、事務については、既設の特養に配置されている職員が兼務で担当している。

この施設は、苫小牧市、胆振管内豊浦町に次いで、道内では三番目の痴呆性老人対象施設であり、運営については市社会福祉事業団が行っている。

5 いこいの家

設置目的

緑寿園には、これまで専用の面会・歓談室がなく同園を訪問した家族は居室かホールで歓談していたが、この施設設置により入居者と面会者がゆっくりとくつろいで歓談したり、宿泊もできるようになる。

設置年月

着工 平成二年八月十五日(安全祈願式 九月一日)
竣工 平成三年一月三十一日(予定)

建物

構造 鉄骨造り 二階建
建物面積 延べ 三九一平方メートル

工事費

六、一九四万円(建築・電気・設備)

施設の概要

一階には最大二〇〇人収容可能な集会室のほか、談話室・応接室・食堂・調理室(宿泊者が調理に利用できる)などがあり、二階には和室三部屋があり宿泊できるようにした。外部には丸太などを使用し、建物に温かみやわらかみを与え、いこいの家にふさわしい雰

囲気を持たせている。

なお、この施設は、江部乙地区の老人クラブにも随時開放し、交流の機会を広げるほか、看護学校や福祉関係の学校からの実習生も宿泊ができるようにしているので、入所している老人と外部の人との接触できる機会が増え、いこいとふれあいの場としての利用が期待される。

滝川市デイ・サービスセンター

滝川市三世代交流センター

市では、中央老人福祉センターに続いて、在宅老人福祉向上の一環として平成元年にデイ・サービスセンターと三世代交流センター(併設)を西町に建設し、それぞれの目的に沿った機能を発揮して利用されている。

これら二つの施設の規模、運営の状況は次のとおりである。

所在地

滝川市西町二丁目二番一号

開設年月日

デイ・サービスセンター 平成元年二月二十日
三世代交流センター 平成元年四月一日

施設の構造

鉄筋コンクリート造地下二階地上三階(一部四階)

敷地面積

九、一〇八平方メートル

建物延面積

二、一八六・六二五平方メートル

総事業費

デイ・サービス 六六七・〇三七平方メートル
三世代交流 一、五一九・五八八平方メートル
五三三、四五一、〇〇〇円

事業内容等

デイ・サービスセンター

在宅の虚弱老人などを一日単位で預り、保健婦・生活指導員・寮母・介護員・調理員などにより、生活指導及び介助をする施設である。



三世交流センター、デイ・サービスセンター

実施するサービスとしては、①バスによる送迎②昼食（実費負担）③日常動作訓練として娯楽的なものと、器具を使用するもの④各種健康チェック⑤入浴（特殊浴槽もある）⑥生活指導⑦家庭介護教室を実施している。

これらの事業を行う施設として、日常動作訓練室・浴室・特殊浴室・食堂・事務室が設置され、また、職員は館長他専任正規職員二名、寮母・運転手・栄養士など四名の嘱託職員と介助員・調理員（各一名）として臨時的職員が配置されているほか、保健センターの保健婦五名が兼務発令されている。

三世交流センター

急速に進む高齢化社会に対応し、世代間の交流促進をはかり、文化の伝承、スポーツ交流、レクリエーションなどを通じて相互の理解と協力を得、活力ある地域づくりを目指して滝川市が単独事業として建設した施設である。

事業としては、世代間の交流促進のための研修、文化の伝承、スポーツ交流、レクリエーションなどを実施している。

また、同時に整備が進められた三世交流パークも平成元年度に完成し、高齢者の生きがいと健康づくり、文化の伝承などの事業もあわせて実施され、この地帯を三世交流ゾーンとして位置づけている。

施設としては、①スポーツ、レクリエーション用としてのスポレクホール、②交流サロン、交流室、③クッキングサロン、④研修室、⑤体験演奏室、⑥喫茶展示室などを備えている。

職員は、デイ・サービスセンター館長が、この施設の館長を兼務し、他に専任職員二名と、管理人（嘱託）一名である。

デイ・サービスセンター利用状況（平成元年度）

区分	月												計	
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	一月	二月	三月		
開館日数	二〇日	二〇	二二	二二	二三	二〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二四七
生活指導	四	三	一	一	二	一	三	〇	一	一	二	一	一	二〇
日常動作訓練	二六九	二五五	三〇二	二八五	三二二	三一三	三三九	三二七	三〇九	二二六	二七三	三三〇	三、五三〇	
家族介護教室	〇	二	四	一	一四	三四	三四	五	一一	八	一一	〇	一二四	
健康チェック	二九五	三〇四	三六九	三七〇	三八九	三六九	四〇九	四一二	三七四	二八三	三三一	三九三	四、二九七	
送迎人数	二八四	二九六	三六〇	三六二	三八四	三五〇	三九九	四〇六	三七一	二八一	三二八	三八一	四、二〇二	
入浴サービス	二五〇	二七七	三三二	三四一	三六三	三三一	三六七	三七六	三三八	二四四	二八八	三四四	三、八五二	

内 特 浴 ()	(三六)	(三八)	(三六)	(四四)	(五八)	(三八)	(五六)	(七三)	(五〇)	(五三)	(五一)	(三八)	(五七一)
給食サービス	二三八	二四七	三〇七	二九九	三一七	三一一	三三八	三二九	三一九	二二七	二七四	三四五	三、五五一
延べ利用人員	二九五	三〇四	三六九	三七〇	三八九	三六九	四〇九	四一二	三七四	二八二	三三一	三九三	四、二九七

三世交代センター利用状況(平成元年度)

区 分	月												計
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	一月	二月	三月	
交流サロン	〇	一、八七四	二、五五五	一、五二一	三、七五	六、二二一	〇、七五二	四、三〇	四、八七	八、三二一	四、三三五	八、五四一	四、六八一
交流室	二九八	一、七九	四〇九	二、二二	一、二六	二〇九	二〇二	二、二五	二〇八	一、五〇	二、三三七	三、四九	二、八一四
クッキングサロン	〇	三六	九三	四八	四〇	四九	三四	三二	六四	四一	二八	一	四七四
研修室	三〇	八九	三二	三五	二四	五三	八七	七四	一九	五三	一一一	八〇	六九七
体験演奏室	五〇	六二	四〇	五〇	九一	七四	一〇八	一一〇	二八	三八	六二	一〇〇	八二三
工 作 室	〇	〇	五	〇	〇	〇	一一	三四	二二	四七	一一	二六	一五七
喫茶展示室	〇	〇	四二	二二	一一	六	〇	一六	〇	〇	一八	五	一二〇
スポ・レクホール	三一五	六四三	六〇一	五五五	五五四	九〇六	九八四	〇、七七	五八二	四九六	七九二	八八九	八、四一六
計	六、九三三	〇、四一四	〇、二五二	一、五一一	三、一一二	八、六四二	四、五〇三	九、九八二	三、六八一	六、四九二	六、七五二	五、六一二	八、七八六

3 身体障害者のための総合福祉施設

身体障害者福祉センター(一階)

第二章 社会福祉

昭和三十九年三月二十一日、身体障害者のための総合施設ほか学校
など三施設の合同竣工式とテープカット式が、新設の身体障害者福

地域ふれあいセンター (二・三階)
身体障害者公営住宅 (併設)



身体障害者福祉センター
ふれあいセンター

祉センターで行われた。

この施設は、身体障害者のためのリハビリ機能と公民館的性格をもった身体障害者福祉センター・地域ふれあいセンターの建物に隣接して障害者専用の公営住宅を隣接したもので、北海道では初めてのことであり、全国的にも数少ないユニークなものである。

和五十六年、五十七年に国と道から、〃障害者のまちづくり推進事業〃に指定された中で生まれたもので、三つの施設が相互に機能しあって、いっそう施設設置の目的達成の効果をあげるよう計画され、現在もすばらしい実績をあげている。

三施設の総事業費は四億三、五九二万円で、新町二丁目八番に建設され、昭和六十年四月一日、それぞれオープンした。

身体障害者福祉センター（一階）

滝川市身体障害者福祉センターは、昭和四十二年明神町の旧公益質屋（現総合福祉センターの位置）に開所したのが始まりで、その後、現総合福祉センター建設のため昭和四十九年八月から大町の旧農林省統計情報事務所滝川出張所を借りていたが、昭和六十年四月から、新設の現在場所に移って業務を推進している。

施設及び業務内容はあらかし次のとおりである。

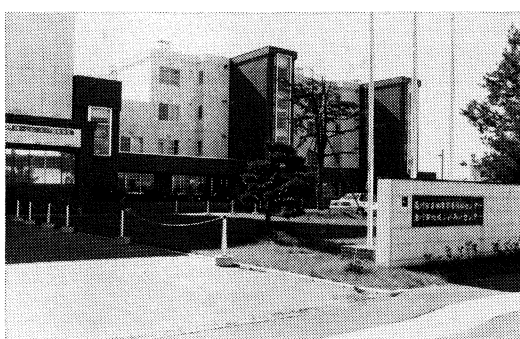
設置経営主体 滝川市
開設年月日 昭和六十年四月一日
施設の規模 鉄筋コンクリート造（二階）四八九・四平方メートル
建設費 七八、九〇四、〇〇〇円

この施設は、在宅障害者のいろいろな相談に応ずるとともに、健康増進、教養の向上、保健休養、心身障害児の療育訓練などの事業を行い、これらに必要な便宜を提供する目的で設置されている。

センターには、一般事務室、（社）北海道身障者福祉協会滝川支部事務室、ボランティア団体事務室のほか、作業室・集會室・日常生活訓練室・和室などが設置されている。

具体的な事業としては、社会適応訓練のため、カラオケレッスン、書道、料理の講座、創作・軽作業事業としての籐芸・アートフラワー、紙粘土工芸の講座などを開いている。また、ボランティア養成のために点字・手話の講座、更に日常生活訓練事業としては、機能回復訓練教室を開催している。

身体障害者公営住宅



センターでは、これらの事業をまとめて「デイ・サービス事業」として十講座を開設し、年二期にわけて一般市民にも参加を呼びかけているほか、卓球、アーチェリ

1、ゲートボールなどのスポーツも開放している。また、身体障害者のための相談事業についても相談員を置いて通年実施している。

地域ふれあいセンター（二階・三階）

施設の規模 二階 鉄筋コンクリート造 五四二・九平方メートル

三階 〃 四八八・六 〃

（一部鉄筋鉄骨造）

合計 一、〇三一・五平方メートル

建設費 一八三、八三一、〇〇〇円

地域ふれあいセンターは、身体障害者のほか市民の健康保持のためのトレーニング、レクリエーション、スポーツ活動などを通してさまざまなふれあい、交流、支え合いの場として利用できる多目的な施設である。

二階には、事務室兼指導員室・調理室・研修室・準備室・集会室が配置され、三階には小体育室が設けられている。

これまで肢体不自由の機能回復訓練は総合福祉センターで実施されていたが、この地域ふれあいセンター開設以後、ここで行われるようになった。

また、市教育委員会と密接な連携をとりながら、養護相談、心身障害児相談、非行関係相談、健康育成相談業務も実施している。

両センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとなり、休館日は通常毎週火曜日である。使用料については、身体障害者は無料であるが、一般の場合は有料となっている。

身体障害者公営住宅（一階部分が身体障害者福祉センターと通路で結ばれている）

設置経営主体 滝川市

第二章 社会福祉

入居開始年月日 昭和六十年三月二十四日
住宅の種類 第二種公営住宅 一八戸
入居対象者 身体障害者のいる世帯
施設の規模 鉄筋コンクリート造四階建

延、一、四〇八・五平方メートル
住宅の内容 一階（車いす常用の重度身障者世帯）五戸

2LDK 八一・四五平方メートル（二戸分）

二（四階（軽度身障者世帯）一三戸

2LDK 七三・三一平方メートル（二戸分）

建設費 一七三、一八五、〇〇〇円

この施設は、住宅に困窮している身体障害者の生活の安定を図る住宅を確保し、快適な日常生活が送れるように建設されたものであり、昭和六十二年に入居を募集したところ、すぐに満室となるほど高い人気を得、三月二十四日から入居して快適な生活を送っている。

滝川更生園

この施設は一般企業などで雇用されることが困難な身体障害者を通所により必要な訓練を行い、また職業を確保し、その自立を促進することを目的として滝川市が主体となって設置したもので、経営主体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団である。

この施設及び経営の概要は次のとおりである。

所在地	滝川市江部乙町七二五番地一
開設年月日	昭和五十九年四月一日
施設種別	身体障害者福祉法による身体障害者通所授産施設
授産種目	クリーニング（白もの、ジュータン）
施設の規模	
建物構造	鉄骨造平家建
	六九二・八六平方メートル
	管理棟 二七五・九八
	工場棟 四一六・八八



滝川更生園

敷地面積 四、八三六平方メートル
 通所定員 二五名
 通所期間 社会的自立可能となる期間
 総事業費 一九四、三七四、〇〇〇円
 (用地・機械備品等一切を含む)
 開設以来、市内クリーニング店の店舗を窓口とした委託専用ランドリーとして、当初予測した以上に仕事がスピーディとなっております。順調な経営を続けている。

工場の各種機械設備については最新鋭の設備を施し、身体障害者が安全に働きやすく、また、その能力を十分に生かせるよう配慮されている。敷地の面積も広く、ソフトボール・ゲートボール二面もあり、レクリエーションによる疲労回復などにも気を配っている。なお、後述する精神薄弱者の施設「新生園」が昭和六十三年に建てられているが、この滝川更生園とは廊下続きで二つの施設が隣接している。

工賃については、毎日の事業収入から原料費、光熱水費、燃料費等運営上の必要最小限の事業経費を控除した額として稼動日数の割で支払うことになっている(原則として出来高払い)。

昭和六十三年度月平均点数
 ワイシャツ 二七、八七〇点
 リース 七、三四六點

職 員
 シーツ・包布 八、四九六點
 白衣類 六、六九〇點
 その他 八、九九八點
 合計 五九、四〇〇點

園長 一名 指導員 二名 事務員 一名
 技術員 一名(その他、非常勤医師一名、指導員一名)
 歴代園長 富樫 誠一 昭和五九・四・一〜現在
滝川新生園 この施設は精神薄弱者を通所させ、更生に必要な保護と個人の特性や能力に応じた生活指導及び作業訓練を行い、社会自立を図ることを目的として滝川市が設置し、管理運営については社会福祉法人滝川市社会福祉事業団に委託している。

この施設と経営の概要は次のとおりである。

所在地 滝川市江部乙町七二五番地一
 身体障害者授産施設「滝川更生園」の東隣り
 開設年月日 昭和六十三年二月一日



滝川新生園

施設種別 精神薄弱者通所更生施設
 施設の規模 敷地面積 八、一七八平方メートル
 鉄骨造平家建 三九七平方メートル
 花卉栽培ハウス(ビニール)、二棟二〇四平方メートル
 あいがも飼育場 西九丁目雨竜町側の隣
 滝川振興公社敷地内
 あいがも飼育舎三棟(一棟三七八平方メートル)
 プレハブ平家建休憩所 五九平方メートル
 敷料庫(丸太造) 一棟

一八九平方メートル
建設費 一五四、〇八一、〇〇〇円（建築、用地、備品等含む）

通所施設の内部は第一から第三までの作業指導室、生活指導室、医務室、相談室、食堂、厨房のほか事務室、会議室となっており、内窓、ドアなどについても弾力性のある風防ガラスを使うなど危険防止に配慮している。また、更生園とは廊下でつなぎ、施設間の交流と総合的機能を発揮できるようにしていることも特色と言えよう。

生活指導室では日常の生活指導訓練を行い、第一作業指導室ではじゅうたんのクリーニング作業、第二作業指導室は花卉などの栽培物の整理作業、第三作業指導室ではあいがものくんせい作業を指導している。

滝川新生園では、こうした生産指導をしているが、企業的採算性追求よりも更生施設としての運営をしており、保護者が強く望んでいる重度障害者四名、中度三名も収容している現状である。

指導目標としては基本的な生活習慣の確立と協調性を養い、社会人としての自覚と信念を培い、社会に適応できる知識・技能を習得させ、働く喜びと健康で明るく、心の豊かな人格を形成させることを掲げている。また、生活目標五項目を具体的に表現し、園生全員が朝会で朗読し確認するなど教育的配慮をしている。

また、家族との連携を密接にすることは通園施設の大事なことで、連絡帳を利用して日々交信し情報を交換したり、父母の会を結成して保護者の意見も生かした園の運営にあたり、この施設設置の目的達成につとめている。

園生 二十名（男十四名、女六名、年齢最低十六歳 最高四十六歳）
職員 園長 一名、生活指導員 二名、作業指導員 一名
事務職員 二名、調理員 一名、嘱託医 一名
歴代園長 堀東 悟 昭六三・二・一〜現在

4 公益質屋（昭和四十一年三月で廃止に付省略）

5 滝川市民会館

旧市民会館 旧市民会館は、当初滝川町民会館として建設されたものであるが、その建設位置をめぐって紛糾があった。最終的には緑町八番地の七（現消防本部庁舎位置）に昭和三十二年一期工事、昭和三十四年三月に二期工事が竣工した。

この市民会館ができてから各種会議、懇親会などの行事に活用され、特にそのころから始まった新生活様式による結婚式場として市民の需要に応じきれないほどであった。

しかし、昭和四十年代になると市内には次々と立派な施設が建てられ市民会館の利用度は急激に減ってきた。昭和三十九年度には年間一、七〇〇件を超える利用があったのに、昭和四十七年には三二八件という有様であった。こんな状況に加えて施設内部の旧式さもあって、ついに昭和四十八年には閉館の止むなきに至った。

幸いに、昭和四十八年には文化センターが新町に建設され、更に昭和五十年に総合福祉センターが明神町に開館され、会議・研修各種イベントなどには不便を感じることもなかった。

現市民会館 その後、数年を経て市勢の一段の飛躍をみて、市民文化の向上をはかるため、研修や集会など交流の場として、さらには褒賞、式典などを行う公式の場として幅広く活用するための場として再び市民会館設置の要望が高まってきた。

このため、市としては慎重に市民の意向を確かめ、将来展望に立つて、市内を一望できる南滝の川の高台(現文京町二丁目一番)に郷土館分館(華月館)に隣接して建設したものである。

起工 昭和五十六年八月十一日
 竣工 昭和五十七年三月二十五日(落成式四月十二日)
 構造 鉄筋コンクリート造二階建、銅板葺屋根
 総面積 七五〇平方メートル
 総工費 一億九、一四六万二、〇〇〇円

外観は、道庁赤れんがを基にデザインした開拓時代の洋館風で、象牙色のタイル張り、屋根は永久的な銅板を使用、また、内装では一階ホールや二階ロビーの壁には大理石を全面に張りつけるなど、「後世に誇れる立派な建物」と称されるほど豪華な施設である。内部は一階に、喫茶、軽食コーナーつき談話室、和室、調理実習室、会議室、休憩室、事務室を配し、身障者用トイレも備えており、二階には集会室、研修室を設置している。落成間もない昭和五十七年四月十五日には、滝川市と栃木市の友

好親善都市提携盟約式がこの会館で催され、以後、各種式典、褒賞をはじめ、研修、会議、会合など市民の交流の場として幅広く活用されている。

第五節 保育園・保育所

滝川市の保育施設は昭和十七年に泉町にあった国策会社の人造石油会社の福利厚生施設として、人石で働く婦人のために設置された「ひばり保育園」が始まりである。その翌年の昭和十八年に光暁寺(大町一丁目)境内の太子堂に「滝川託児所」も開設されたが、いずれも戦時中にこのような施設が設置されたことは当時の情勢からみて珍しいことであった。

戦後の昭和二十二年に児童福祉法が公布され、翌二十三年四月一日実施以後、全国的に続々と保育施設が増えてきたが、滝川では昭和二十六年瑞光寺(黄金町)に「ひかり保育園」が設置され、以来五つの私設保育園が次々と開設されてきた。

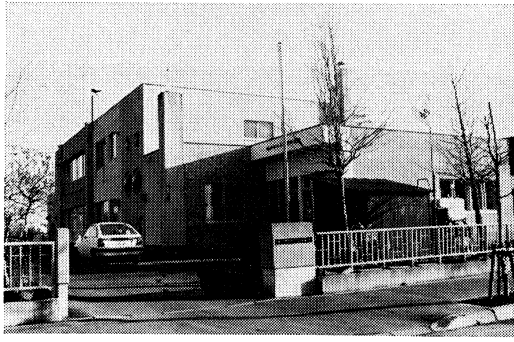
この間の経緯と、私設保育園の内容については市史上巻第七編第二章第五節に詳述されているので、本節では、その後の市立移管との関係からこれら私設保育園の概要を一覧表にまとめた。

1 私設保育園の概要

施設名	位置	開設形態	開園年月・閉園年月	備 考
ひばり保育園	泉 町	通 年 制	昭一七年～四三年三月	四三年四月から市立泉保育所 (六一年四月から社会福祉事業団立)

滝川保育所	緑町二丁目五番	昭和四一・一〇・一	五	四	六〇	六〇	通年制	市立保育所として新設	
名	称	位	置	市立認可開設日	教室	職員	定員	実員	備考
				六三年度保育					

市立保育所の概要



二の坂保育所

戦後における日本経済の復興は目ざましいものがあり、産業の急激な発展に伴って婦人の就業者も急増した。滝川市でも同様に、婦人の職場進出者が増え、幼児を保育施設に預けて仕事を続けたいという要望が高まってきた。滝川の私設保育園は農繁期の季節制保育を主として開設されたが、保育児の増えるにつれて次第に通年制保育へと移行していったのである。

このように保育児が増えた原因は、単に経済的問題だけでなく、集団生活による指導効果への期待も多分に含められた新しい時代の流れとも言えよう。

一方、こうして保育児が増加するにつれて、従来の私設保育園では施設、保育管理の面でも十分とは言えず、また保護者の経費負担の点からも、市に移管してほしいという声が増え、また保育者を中心として盛り上がり、やがて婦人団体の運動として発展していった。

こうした働く婦人の強い要請を受けて滝川市では私設保育園の公立化に踏み切り、昭和四十一年、緑町に市立滝川保育所を開設したのを始めに、次々と私設保育園の市立移管を進めていったのである。

この結果、現在は市立八保育所、滝川市社会福祉事業団の経営になる二保育所と、一〇か所の施設が開設されている。

2 市立保育所

みずほ保育園	黄金町瑞光寺	当初季節、後に通年	二六年	五四年四月	近くに市立二の坂保育所開設
東栄保育園	滝の川六丁目	通年制	三一年	五七年三月	五七年から市立みずほ幼稚園
こぼと保育園	当初東栄小教室	最初季節制	二八年四月	五一年五月より市立東栄保育所	
西町保育園	明神町三丁目	通年制	三二年九月	四二年三月	四二年四月より市立中央保育所
	西町家畜診療所跡	通年制	四三年五月	四七年三月	四七年四月より市立開西保育所

中央保育所	明神町三丁目七番	四二・四・一	六	一〇	八七	〃	私立こばと保育園より移管
開西保育所	西町三丁目二番	四七・四・一	五	四	四二	〃	私立西町保育園より移管
滝の川保育所	滝の川西五丁目三番	四八・四・一	五	三	三七	〃	市立保育所として新設
あさひ保育所	朝日町西二丁目二番	四九・四・一	五	五	〃	〃	同右
東栄保育所	東滝川三丁目一番	五一・五・一	三	三〇	三〇	〃	私立東栄保育園より市移管
江部乙保育所	江部乙町二丁目六番	五一・四・二八	六	六〇	六〇	〃	江部乙町営く私立より移管
二の坂保育所	二の坂東二丁目九番	五四・四・一	六	九〇	八五	〃	私立ひかり保育園廃止に伴った

3 社会福祉事業団経営の保育所

市民の福祉向上を目指す市では、働く婦人の強い要請もあって新しく保育所を建設したり、私設の保育所を改修して市立移管をはかるなど一〇年余にわたって保育事業の推進につとめてきたが、この間において私設保育所の保母を市職員に採用するをはじめ、多くの問題を抱えていた。

花月保育所

その中で一番難しいことは、保育所の収容定員割れであった。

昭和五十年代になって市の人口は伸び悩みの状態であり、加えて出生率の低下による年少人口比率が年々低くなり、各保育所とも定

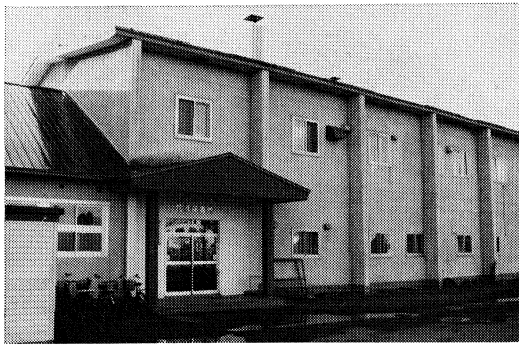
員にいたらず、この結果国や道などの補助金や保育料ではまかないきれず、毎年市費の持ち出しが続いたのである。

市では、こうした赤字解消をはかるためと、混合保育を希望する父母も増えたこともあって、昭和五十六年四月に開所する花月保育所(旧明苑中学校舎跡)を滝川市社会福祉事業団の経営に委託することをきめた。

この昭和五十六年当時、東栄保育所が定員の半分くらいしか保育児が集まらないため、市では一時同保育所を休止して花月保育所に収容することを考えたが、東栄地区父母の強い要請と、入所希望募集などの措置により存続させるという一幕もあった。

市立保育所などの空き状況(昭和五十六年四月一〇日現在)

対象	保育所	
	滝川中	中央開西
〇歳児	二	二
一歳児		三
二歳児		一七
三歳児		五
	二	四
	二	一
	一	一
		三七
		一二
		二名



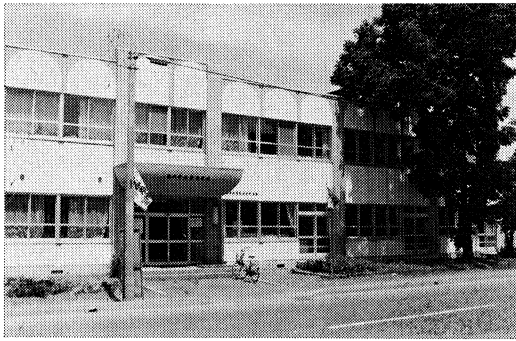
四歳児	三	三	三	二	四				
五歳児		二	三	九					

※資料は広報たきかわ五六・四・一五付による

その後も各市立保育所では定員に満たず、昭和五十九年には市費の持ち出しが九、五〇〇万円にも及ぶなど苦しい経営が続いた。

このため、市では市立泉保育所を花月保育所と同じく市社会福祉事業団の経営に委託させるよう昭和六十年十二月の第四回市議会定例会に諮った。この結果、翌六十一年度から泉保育所は社会福祉事業団が経営するよう議決されたのである。

特に泉保育所が対象とされたのは、施設も一番新しく、新興住宅街にあって今後保育児の増加が見込まれたためである。



泉 保 育 所

しかし、この民営化に対しては一部市民組織や保護者代表から、委託は保育内容の低下につながるし、市費職員減の問題もあり、財政上の赤字解消のしわよせを子供に押しつけるものだという反対署名や要望書も出された経緯もあった。

社会福祉事業団経営の保育所の概要

名 称	位 置	事業団の開設日	教室	職員	六三年度保育定員	備 考
花月保育所	花月町二番五号	昭五六・四・一	五	六	九〇	旧明苑中学校舎跡改修
泉保育所	泉町二番九号	六一・四・一	六	八	七七	昭六一・三・三一までは市立

4 保育内容の充実

近年、全国的な女性の社会進出増加と就労形態の変化により、乳幼児保育も社会情勢に適応した対策の必要性に迫られている。

滝川市でも、こうした今日的な課題に対処するために、乳児保育、障害児保育、更に保育時間の延長など地域の実態にあわせた保育を始めており、今後更に内容を充実するようつとめている。

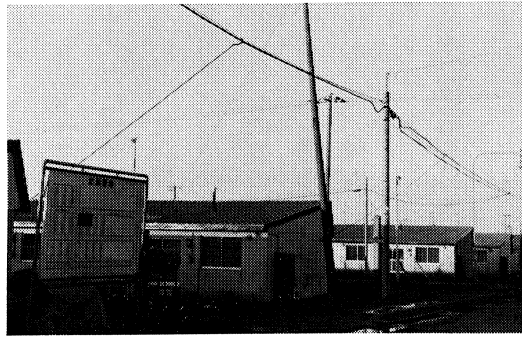
また、施設面では、平成二年十二月十五日には東栄保育所が全面改築、落成することになっており、平成三年一月一日からは、保育定員も一〇名増やして四〇名とし、乳児保育も始める予定である。新しい保育所は現在地に建てられ、鉄筋コンクリート平屋建て、延べ面積三一五・五四平方メートル、施設・設備もぐんと近代化される。

第六節 公営住宅等

戦後、住民の住宅難は深刻なもので、滝川・江部乙ともに苦しい



啓南団地高層住宅



一の坂老人福祉住宅

財政事情のもとで、民生安定のために公営住宅の建設には特に力を注ぎ昭和二十五年以来継続して実施している。

昭和四十年代になって個人的に住宅を建てる人が増えてきたが、人口増や核家族化が進む中で住宅の需要はいっそう高まり、市では更に住宅の新設と、老朽化にともなう修復作業を併行して実施してきた。

こうした公営住宅の建設は、当初は市街地の中心に近いところから始められたが、年々周辺から郊外へと広がっていき、いろいろな名称の団地が形成されてきた。また、公営住宅そのものも、昭和二十年代には一棟二戸が主流であったが、次第に大型化され、最近では一棟十数戸以上の公営住宅も増えてきた。

更に、社会福祉の向上ということから福祉住宅や、母子家庭住宅の建設なども計画的に建設されている。

平成元年三月末における滝川市の公営住宅等の状況は次のとおりである。

団地名	所在地	建築年度	棟数	戸数	面積
一の坂団地	一の坂東一丁目から東三丁目まで	五四年	一	四〇	二、九三六・四〇
		五五年	一	三〇	二、二五三・一〇
		五六年	二	三六	二、七二七・七二
		五七年	二	三六	二、七二七・七二
小計		(全部建替)	六	一四二	一〇、六二四・九四

団地別建築年度別公営住宅数 (平成元年三月末)

西一丁目団地	一の坂町西三丁目六番	三〇年	二	九	(五六年老人福祉住宅) 二九七・四一
朝日町団地	朝日町西三丁目六番 四丁目六番 三丁目六番	二九年 三〇年	三 五 八	六 〇 一六	二二八・一〇 三六三・五〇 五八一・六〇
黄金町団地	黄金町西一丁目六番	二九年	四	一六	四七五・八四
東三丁目団地	黄金町東三丁目七番	四一年	一	四	一三四・四〇
銀川団地	有明町三丁目三番	六三年 六三年 六三年 (全部建替)	一 一 二	三二 三〇 六二	二、四二六・〇〇 二、四四六・三三 四、八七二・三三
開西団地	幸町二丁目一六番 〃 〃 〃 (含集會室)	四〇年 四一年 四二年 四三年	九 九 一四 一	四〇 四二 六〇 四	一、四八五・九六 一、五九九・二四 二、二八〇・二四 一六五・三六 五、五三〇・八〇
泉町団地	泉町一丁目一四番	三一年	二	一四	四一六・三六
江陵団地	幸町四丁目三、四番 〃 〃 (含集會室)	三五年 三六年 三七年	九 八 二 一	三二 三二 八 七二	九七五・三八 一、〇三五・七二 四〇六・八八 二、四一七・九八
小計					

東町団地	東町四丁目一番 〃 三丁目一番・四丁目一番 小計	三七年 三八年 九三六 二四 三三九	七九五・六八 三七二・一四 一、一六七・八二
東団地	東町六丁目六番 〃 〃 (含集會室) 小計	四一年 四四年 四五年 五 一 一 三 一八	五六二・五六 八七・〇四 一三六・一八 七八五・七八
緑町団地	緑町六丁目四番 〃 〃 五、六番 小計	三八年 三九年 一八 一三 五 七二	七九八・八八 一、七九二・八〇 二、五九一・六八
東滝川団地	東滝川町三丁目二番 〃 〃 一番 小計	二八年 二九年 五三年 七 二 二 三 一七	一七八・四四 一一八・九六 三九七・三二 六九四・七二
東栄団地	東滝川町一丁目四番 〃 〃 〃 〃 〃 小計	五四年 五五年 五六年 五七年 五八年 一〇 二 一 三 二 一〇 一〇 四三	五九一・〇〇 六四六・七〇 七八四・五二 三一八・五〇 三八二・二〇 二、七二二・九二
みずほ団地 (旧西六丁目団地)	滝の川町西八丁目四、六番 〃 三、七番	四三年 四四年 一一 一三 五六 六〇	二、二五二・一八 二、四三七・五二

西五丁目団地	滝の川町西六丁目三・四番 (含集会室) 西五丁目五・七番 西六丁目五番 小計	四七年 四八年 四九年 五〇年 小計	一、八〇〇・〇〇 二、三〇五・二〇 二、九五七・〇四 二〇五・二〇 七、二六七・四四
見晴 団地	滝の川町西三丁目三・五 (含集会室) 五・六 小計	四六年 四七年 小計	二、五二二・五九 一、一四一・八四 三、六六四・四三
滝の川 団地	滝の川町東三丁目九・一〇番 東二丁目九・一四番 東三丁目九・一五番 東二丁目一三・一五 (含集会室) 一三・一六番 一六番 小計	五〇年 五一年 五二年 五三年 五四年 五五年 五六年 小計	二、八六二・四八 四、五四八・一〇 五、〇八六・六〇 四、三六一・四〇 四、六五八・〇八 一、二二四・五六 一、二二六・〇八 二、九五七・三〇
あさひ 団地	江部乙町東一丁目一二番 江部乙町東一二丁目一番 小計	三九年 小計	二四八・二四
宮前 団地	江部乙町東一二丁目一番 小計	二八年 二九年 小計	三六三・五〇 三六三・五〇 七二七・〇〇

小計	一五、九五三・四〇
総計	一、九四二

団地別建築年度別福祉住宅数(平成元年三月末)

団地名	所在地	建築年度	戸数	棟数	面積	備考
東三丁目団地	黄金町東三丁目七番	四三年	二	一二	四三〇・三六	
泉町団地	泉町一丁目一四番	三二年	二	一二	二八六・六八	母子世帯向
		三五年	二	一二	三二四・四八	
		三六年	二	八	二三七・六〇	
		三七年	三	一二	三六七・二〇	
小計			九	四四	一、二二五・九六	
江陵団地	幸町四丁目三番	三八年	二	八	二六四・二四	
		四〇年	四	一六	五四三・〇四	
		小計	六	二四	八〇七・二八	
		東町六丁目七番	四一年	四	一六	
東団地	東町六丁目七番	四二年	六	二二	八一四・五六	含老人住宅四戸
		六・七番	五	二〇	七三八・三〇	
		小計	一五	五八	二、〇九五・九〇	
緑町団地	緑町六丁目六番	三九年	三	一二	三九六・三六	
		西五丁目団地	滝の川町西六丁目四番	四八年	二	
西五丁目団地	滝の川町西六丁目四番	四九年	三	一二	五五八・一二	
		小計	五	二四	一、〇五〇・七五	

草沢 薫	五〇・八・二	五二・八・一	右
小田中ギヌ子	同	同	右
由良 寅三	同	同	右
早弓 房松	同	同	右
土井 恒隆	同	同	右
大井 務	同	同	右
福田 朝野	五二・八・二	五五・八・一	右
大崎 文夫	同	同	右
土田 好晴	同	同	右
金山 二男	同	同	右
田口 一孝	同	同	右
大西 英男	同	同	右
青木 仁八	同	同	右
樋郡 英夫	五四・八・二	同	右
徳田 次治郎	同	同	右
山本 綾子	五五・八・二	同	右
岡本 好夫	五六・四・一	五八・六・一	右
西岡 晃一	五八・六・一	六一・四・一	右
鈴木 清	五八・八・二	同	右
小枝 春雄	同	同	右
道川 静子	同	同	右
荒野 親彦	六〇・八・二	同	右
黒田 照子	同	同	右
堀東 悟	六一・四・一	六二・八・一	右
平松 孝	六二・八・二	同	右
横井 善吉	同	同	右
井上 昭	同	同	右
戸田 八郎	同	同	右
小出 孝	六三・八・二	元・八・一	右
井土 登美子	同	同	右

吉村 貞秋 元・四・一 現 在
 細川 秀夫 元・八・二 現 在

第七節 公 社 等

株式会社滝川振興公社 自治体行政の計画的な進展をはかるために住宅の確保、公共用地の取得、公益的な事業活動が必要であり、これらの活動を側面的に実施することができる公社が全国各地に設立されるようになった。

滝川市においても、昭和三十八年三月二十三日、滝川市、滝川市商工会議所及び中空知信用金庫(現北門信用金庫)の三者が、資本金二〇〇万円を拠出して株式会社滝川振興公社が設立された。

その後増資され、平成二年十一月末現在では資本金二、〇〇〇万円となり、滝川市が二万四、〇〇〇株一、二〇〇万円、商工会議所と北門信金が各八、〇〇〇株四〇〇万円となっている。

昭和三十八年設立以来、この年からただちに宅地造成、住宅建設に入り市民の住宅需要にこたえたとともに、ゴルフ場の経営、あいがもの飼育販売など多角経営に乗りだして順調な歩みが続けている。振興公社の事業目的は次のとおりであるが、設立当時より若干変更された面もある(農産物・観光関係が増えている)。

- 1 公共のため必要とする不動産の取得及び売却、貸与ならびに管理あつせん
- 2 住宅用地、事業用地等の造成及び分譲、売却、貸与ならびに管理あつせん
- 3 住宅及びこれに伴う施設、建物等の建設ならびに分譲、売却管理あつせん
- 4 公益的事業の経営及び管理
- 5 市からの委託を受けた事業の執行及び機械器具等の調達

- 6 農産物の生産、加工及び販売
- 7 観光、余暇施設の設置及び経営
- 8 前各号に付帯する一切の業務

振興公社の事業概況

1 市民ゴルフ場

昭和五十二年五月一日にオープンされた滝川市民ゴルフ場は、折からのゴルフ愛好者の増加と相まって市内外のゴルファーから好評を浴び、利用者が急激に増えてきた。このため公社では年々施設を増設してその対応に当たっているが、現在更に平成元年から現コースの上流に九ホールを増設を計画しており平成三年七月オープンを目指している。

現施設は、一八ホール(バー七三)、五、五三八メートル(六、〇五六ヤード)、総面積六六万四、六七一・一二平方メートル、夜間照明三基、ゴルフハウスなどを備えており、今後九ホールの増設によりいっそう利用度が高まるものと予想されている。

第二十八営業年度(平成元年六月から同二年五月まで)の利用者は五万四、〇〇〇人と増えており、昭和六十三年八月十三日には開場以来の利用者が三〇万人を記録している。

こうした施設、入場者の推移などは本巻第十三編第三章のいこいの場に詳細記述しているので、本節では概況のみ記載した。

2 あいがも

あいがもは、英国産チェリーバレー種(英国産ダックと北京ダックの交配)で、江戸乙町の城畑多喜雄が昭和四十八年から道立滝川畜産試験場の指導を受けながら飼育し、滝川市のあいがもとして道内外に

知られるようになってきた。

昭和五十九年二月から滝川振興公社が経営を譲渡されて以来、企業努力によって年々経営は安定し、現在では「北海あいがも」の名称で滝川市の特産品となっている。

平成元年度の営業概況は次のとおりである。

肉の生産と販売額 年間七万四、〇〇〇羽の処理をしており、ロス五六、九二〇kg、もも四一、五一〇kg、ササミ三、六三七kg、その他七、五三〇kgの生産をあげており、年間販売額は二億一、七〇〇万円となっている。

羽毛製品 羽毛も脱臭加工されて高級羽ふとんに製品化され、その販売額も三、五〇〇万円と上昇してきている。

なお、経営の推移、施設の状態などについては本巻第八編第一章農業の畜産の節に記述したので本節では現況のみ記載した。

3 駐車場

滝川市内の自動車保有台数は年々増加し、昭和六十三年三月末には二万四、〇〇〇台に達している。市では、こうした車社会に対応して昭和四十六年に市街地及び市街地周辺に所在する遊休地を地権者の理解と協力のもとに「無料買物駐車場」を設けてマイカーによる買物の便宜をはかり成果をあげた。しかし、この施策も車の増加により、市街地に近い「無料買物駐車場」は通勤者などの占用が目立ち、駐車スペースの有効利用と駐車場の公正をはかるため低料金による有料駐車場設置の必要性に迫られてきたのである。

滝川振興公社では、こうした駐車場問題を解決するために、昭和

五十二年十月一日に市内では初めての有料駐車場として「本町買物駐車場」を開設し、引続き翌五十三年五月に「駅前駐車場」、五十六年十月には「大町振興公社駐車場」を開設した。

ついで、昭和五十七年七月には、商業協同組合ショッピングメイトの協力により栄町三丁目の同組合所有地を借用して、中空知では初めての自走式立体駐車場「滝川第一パーキング」を開設して商工業の振興と交通環境の整備に寄与している。

更に、昭和六十三年十二月一日には、「本町買物駐車場」の土地高度利用と店舗の連たん化推進のため「メリーゴーランド式タワーパーキング」の立体駐車場「滝川第二パーキング」（本町駐車場）を開設して市民の便宜をはかった。

滝川振興公社が管理運営している駐車場

名 称	場 場	所 所	内 内	容 容	収 収
駅前第一駐車場	栄町二丁目二三一一	平面駐車場	月極 二〇台 一般二〇、 月極一三台		
大町振興公社駐車場	大町三丁目一一一五	平面駐車場	六〇台収容		
滝川第一パーキング	栄町三丁目六一九	自走式立体駐車場	六〇台収容		
滝川第二パーキング	本町二丁目二二二二	メリーゴーランド式タワーパーキング	六四台収容		

4 賃貸住宅

学生会館 滝川市民の長年の願いであった大学誘置問題は、昭和五十七年四月國學院女子短期大学の開学でひとまず結着をみた。

しかし、大学当局では寄宿舍建設まで至らず、通学困難な学生の宿舎は市民の協力を得て確保することとなったのであるが、二〇〇〇

余名の住宅確保が難しいために急遽滝川振興公社が宿舍対策に当たることとなったのである。

(1) 國學院女子短期大学「一の坂学生会館」 以前に(株)中山組の男子寮として使用していた鉄筋コンクリート造り二階建延べ七五二平方メートルの建物を取得し、女子学生が居住するにふさわしい施設に改修して昭和五十七年四月の新入学生に供用を開始した。

(2) 新町学生会館 文化センターや図書館・郷土館・空知川河川公園が至近の距離にある新町三丁目に建てられた。鉄骨造りの五階建(一、二階は滝川市医師会立准看護学院が使用)で、昭和五十八年三月から供用を開始した。

(3) 緑町学生会館 緑町一丁目の鉄骨造り既設建物(一階は滝川市寒地住宅相談所、二・三階は建設会館)に、四、五階を増設して昭和六十三年十一月から供用を開始した。これは、本年から学生が増加したために、大学の要請により北海道電力(株)の男子寮を借りて、「西町学生会館」として開館したのであるが、老朽化に加えて冬期の使用に耐えがたいとして、市から建設委託を受けて振興公社が建設したものである。

(4) 西町学生会館(男子学生用) 平成三年四月から、大学の男女共学化(予定)にともない、西町三丁目男子学生会館を建築し、同年四月入寮開始を予定している。

学生会館の概要

平成二年十一月現在

名 称	一の坂学生会館	新 町 学 生 会 館	緑 町 学 生 会 館
供用開始年月	昭和五十七年四月	昭和五十八年四月	昭和六十三年十一月
場 所	一の坂町西三丁目七―三〇	新町二丁目八―一	緑町二丁目一―一
規 模 等	鉄筋コンクリート 二階建	鉄骨造五階建 三〇五階が学生会館	鉄骨五階建 四〇五階が学生会館
室 数	二八室 一室約七畳	三〇室 一室約一〇畳	二二室 一室約一三・七畳
暖 房	全館集中暖房(一〇月〜四月)	個室暖房(ガスクリーンヒーター)	個室暖房 FF式 石油ストーブ
個室の備品	机・椅子・収納タンス・引出付ベッド	机・椅子、調理用流し、ガスコンロ(二口)、コンロ台、押入れ(三尺)、湯沸器、つり戸棚 下足入れ、電話	机・椅子、ベッド、カーテン、照明器具・調理用流し、ガスコンロ(二口)、コンロ台、服入れ物入れ、石油ストーブ、バス(シャワー付)、トイレ・電話
共用部分	ちゅう房、洗面所、トイレ、浴室(シャワー付)、談話室、テレビ、ステレオ、応接セット、時計、自転車置場、郵便受	面談室・洗面所・トイレ、浴室(シャワー付) 談話室(テレビ、応接セット・時計) 自転車置場・郵便受	エレベーター 談話室(テレビ・ステレオ、応接セット・時計) 自転車置場・郵便受
管 理 人	常駐(住込)	常駐(住込)	常駐(住込)
入寮一時金	二五、〇〇〇円(室料一か月分)敷金	二九、〇〇〇円(室料一か月分)敷金	三四、〇〇〇円(室料一か月分)敷金
毎月室料	一か月 二五、〇〇〇円	一か月 二九、〇〇〇円	一か月 三四、〇〇〇円
個室光熱費	子メーターにより毎月実費	同 上	同 上

その他の賃貸施設 振興公社の管理運営に当たっている賃貸施設は学生会館のほか次のとおりである。

一の坂西三丁目に木造モルタル塗り平屋建二棟二戸(二戸七六・七六平方メートル)、大町一丁目にブロック造二階建一棟一三戸(六二三・六

平方メートル)、同じく鉄筋コンクリート造三階建(七二九平方メートル、三階部分鉄骨造)、泉町四丁目に木造平屋建一六棟三二戸(約一、九一三平方メートル)である。

5 各営業年度の財政状況(第一九営業年度以降)

(単位千円)

営業年度	貸借対照	損益計算	損益収支	上 記 の うち		
				配当金	準備金	繰越金
第一九(55・6・1)	一三三、三六八	八三、〇九五	三四〇	一六〇		三五九
第二〇(56・6・1)	六七八、八三八	九〇、六一九	△一、一六九			八一〇
第二一(57・6・1)	八九六、〇六一	一七二、一五四	△四一、二二二		八〇〇	△四一、二二二
第二二(58・6・1)	一、〇一〇、九四九	二六三、八〇二	△五六、一四一			△九七、三六三
第二三(59・6・1)	一、〇三四、七一六	四二七、二三二	△一六、三〇七			△一三、六七〇
第二四(60・6・1)	一、一四三、八一八	四二三、七〇六	△三七、八一八			△一四一、四八八
第二五(61・6・1)	一、五八一、〇八四	四九九、二九八	九、〇七八			△一三三、四一〇
第二六(62・6・1)	一、五三三、六七四	五六三、七六〇	四六、六〇九			△八五、八〇一
第二七(63・6・1)	一、五九三、五五八	七四八、一二三	五七、二五一			△二八、五五〇
第二八(平元6・1)	一、六九〇、四六五	六七一、五〇九	二九、六九〇		六二五	五一五

歴代社長 就任年月日

初代 山下菊太郎 昭和三八・三・二八

二代 佐久間貞江 〃 四四・一・二八

三代 吉岡 清栄 昭 四六・五・八(現在)

滝川市土地開発公社 公有地拡大の計画的な推進を図り、もって

地域の秩序ある整備と公共の福祉に資することを目的として、昭和四十七年六月十五日法律第六六号で公有地拡大の推進に関する法律

が施行された。滝川市においても、この法に基づいて滝川市土地開発公社設立の準備を進め、昭和四十八年一月二十五日に基本財産五〇〇万円を全額滝川市が出資して発足したのである。

これにより従来、土地の取得・管理・処分等を行っていた株式会社滝川振興公社から土地開発に関連する事業が、この土地開発公社に移譲されて目的を達成するための業務が行われている。

土地開発公社設立後の業務一覽（昭和五五年度以降）

年度	取 得		処 分		剰 余 金 計 算 書 千 円		剰 余 金 処 理 千 円		
	面 積 ha	金 額 千 円	面 積 ha	金 額 千 円	前年度利益剰余金	当年度純利益	当年度末処分利益剰余金	利益積立金準備金	翌年度繰越
五五	一四・〇	一、二二二、四九三	一三・三	八二〇、〇四一	八六二	七、九三八	八、七九〇	八、〇〇〇	七九〇
五六	〇・九	三七八、六一六	二・〇	三二八、〇六八	七九〇	五、八四七	六、六三七	六、〇〇〇	六三七
五七	一七・三	一、二二七、一〇四	一六・〇	一、二六九、三三四	六三七	四、三一〇	四、九四七	四、〇〇〇	九四七
五八	一一・三	八四八、〇三二	四・八	五三六、八六五	九四七	一五、〇四六	一五、九九三	一五、〇〇〇	九九三
五九	九・六	一、八〇七、二〇六	一・三	二〇六、三一九	前期繰越準備金 一八七、九九三	当期純利益 九六三	準 備 金 合 計 一八八、九五六		
六〇	〇・八	二七三、六三二	二・九	七七〇、五六四	一八八、九五六	六、六八一	一九五、六三七		
六一	四・五	四二九、〇七四	一・六	五三二、五一四	一九五、六三七	四、九二六	二〇〇、五六五		
六二	〇・二	二五二、九九九	二・三	三八四、八七五	二〇〇、五六五	四八九	二〇一、〇五四		
六三	三・〇	四六八、七〇八	三・〇	八五四、七八一	二〇一、〇五四	二、〇五七	二〇三、一一一		
平元	一・六	五二〇、四〇一	四・五	七一五、二四三	二〇三、一一一	九六三	二〇九、〇七五		

歴代理事長 初代 後呂 義久 昭和四八・一・二五〜五七・三・三一
二代 荒島 保 〃 五七・四・一〜現 在

株式会社滝川農業開発公社

市内で生産される農畜産物を有効に

利用し、農業の振興と、さらには地域産業の活性化を図ることを目的として第三セクター方式による滝川農業開発公社が、平成二年五月二十四日に設立された。資本金は総額三、五〇〇万円で、滝川市・滝川市農業協同組合・江部乙町農業協同組合ほか市内金融団体・民間団体等の一五団体が出資をしている。

主な事業としては雇用の機会拡大を図り、新しい特産品（オニオンパウダー、タマネギパウダー、丸加織りなど）の開発と販売につとめるとともに、園芸センターをはじめ農業関連施設の管理運営の受託をすることとしている。

具体的な内容については、第八編第一章農業第十七節に記載したので本節では概要のみ記述した。

相談役 吉岡 清栄（滝川市長） 広沢暉夫（滝川市専門員）
代表取締役社長 山岸 幹男（滝川市農業協同組合長）

専務取締役 高田 常弘(滝川市農務部長)
 常務取締役 大川 平吉(江部乙町農業協同組合長)
 同 菊井 修一(農業開発公社開設準備室次長)

株式会社滝川リゾート開発

観光開発は、都市経営・都市活性化

の重要な施策として積極的な推進が必要であり、このため、滝川市をはじめ民間企業・団体・個人も含めた第三セクターとして昭和六十一年九月四日に、「株式会社滝川リゾート開発」が設立された。資本金は二億一二〇万円で、滝川市が六、〇〇〇万円出資し、他は五〇の金融機関や商工業団体及び個人が出資している。

従来、本市では資源に恵まれていないことを理由として、観光適地としての開発潜在力が小さいと考えられていたが、最近になって新観光協会の発足をはじめ各種イベントや地場産品などの台頭がめざましく、更に道央高速道路が旭川市まで開通されたことは、道央圏・旭川圏二九〇万人を本市に誘致し得る可能性も現実的なものとなってきた。

また、観光に対する考え方も、周遊型から目的型へ、「見る」観光から「する・ふれあう・知る」観光へ、大衆観光から小衆観光へと志向の変化があつて、本市のもつ自然的資源と都市的資源の観光開発の潜在力も高まってきた。

こうした有利な条件を最大限に生かし、まちづくりのための長期的展望に立った公共的利益を重視して、必要な公共投資も行い、魅力的なまちづくりと経済の活性化をはかるべく計画中であり、特に当面は、丸加高原のリゾート開発を中核としてすすめている。

会社設立以降の主な事業としては、空知太レストハウス(スキー場)事業、民芸品販売事業(滝川の観光テレホンカード等)、動物園事業(北電公園のどうぶつらんど)、その他これらの事業に付帯、関連するものである。なお、平成二年十二月二十三日には、丸加高原にスノーモービルランド(五コース)を開設し、冬の観光開発を強化することとなった。

歴代役員

代表取締役社長 吉岡 清栄 昭六一・九・四〜現 在
 代表取締役専務 荒島 保 昭六一・九・四〜現 在

第三章 上水道・下水道

第一節 上水道設置以前の飲料水

滝川・江部乙の両市街地域はともに水質が悪く、住民は開村以来長年にわたって飲料水には悩まされていた。両地域とも、地質が氾濫堆積層と泥炭地が多く、鉄分や有機物による臭気性を多く含んでいたりと、また空知川沿いの地層には濃い塩分が含まれているなど飲料不適の水が多かったのである。

このため、住民は良い水を得ようといろいろと工夫をこらしていた。滝川市街の一部(現大町・本町)では、滝川神社境内に近い官有地の沢の良質な湧き水を利用して、明治三十八年に水道組合を結成。長年にわたって施設の改良を重ねながら、昭和二十八年の上水道設置まで使用していた(昭和二十八年三月現在利用者は九三戸、三八一人)。江部乙では、戦後果樹園高台地帯の地下水及び湧水を利用して良い水の確保につとめるなど苦労が多かった。

しかし、大部分の家庭では、苦勞して浅井戸を掘ったり、打ち込みポンプの水を汲みあげ「水濾し」(水桶の下部に木炭を半分位入れ、その上に木わたを広げ、さらにその上に川砂を入れたもの)を使い、かなげや、におい、ごみを取り除いて飲料水としていた。

また、良い水がほしいという願いは一般家庭だけではなく、中小工場の製品や、ボイラー施設なども用水の良否の影響が大きく、上

水道敷設に対する要望は長い間続けられてきたのである。この間の状況については市史上巻第七編第三章第一節及び滝川水道三〇年記念誌(昭和五十九年刊)「水の歩み」に詳述されている。

第二節 滝川市上水道

こうした住民の要望にこたえて町では昭和二十五年八月上水道調査に着手、二十八年四月に通水した。以後、昭和五十四年まで旧江部乙町の簡易水道も含めた第四期拡張事業に至る上水道施設の経過は市史上巻に記述されているので省略する。本節では、第五期拡張事業以降の状況と中空知広域水道企業団の設立並びに、水道創設以来現在までの沿革概要一覽を記載した。

第五期拡張事業

昭和四十六年江部乙町との合併で、同町の簡易水道施設は滝川市水道施設として供用が開始されたため、給水区域の拡張変更が生じ計画の一部変更をしたが、その後も水需用は増大の一途をたどり計画水量を超えるようになった。

このため、市水道部では配水幹線に調整弁を設置し、配水量の自動コントロールを始め、有収率(漏れなどによる無駄な水をなくすること)の向上に配慮するなど努力したが、先に計画した一日最大給水量の一万二、六〇〇立方メートルをオーバーする日もあり、抜本的な対策にせまられてきた。

この解決策として、昭和五十五年になって取水量の増量、これに伴う高速沈澱装置、濾過量の増量を主目的とした第五期拡張事業計画が策定された。

この概要は、達成目標年次を昭和五十七年度とし、計画給水人口は四万八、〇〇〇人、一日最大給水量一万九、〇〇〇立方メートル、総工費は三億二、〇〇〇万円以内とするものである。工事は、昭和五十五年を初年度とし、取水施設の増強、浄水能力アップのための改造、配水池一池増設等を含めて順調に進み、予定どおり昭和五十八年三月に竣工した。

一方、水利権の増量確保については、建設省、厚生省を始めとする関係官庁と協議を重ねるとともに、昭和五十二年頃から空知川の日々の流況状態の測定を実施、更に「駄馬の沢川」を含め空知川支流の小河川の流量等を綿密に調査するなどの措置に努めた。

こうした努力のなかで、余剰水利権の見込みもないことから、当時調査中であつた滝里ダム建設に参画し、水道用水の貯留権を取得することを条件に許可を得ることの了解をとりつけることができた。

こうして、昭和五十五年度に日量四、五二七立方メートルの暫定豊水水利権が許可となり、以後、毎年度許可申請を行い昭和五十八年度には日量五、二八二立方メートルの許可を得るに至つた。

滝里ダムの建設が着手された昭和五十八年度からの許可申請は三年ごととなり、平成元年度には許可量が日量七、一七七立方メートルにまで増量された。また、この間、昭和五十八年四月に中空知

広域水道企業団が設立されたことから、滝里ダム参画に伴う貯留権の申請は同企業団が行うこととなった。

こうした滝里ダムからの貯留権の増量の実現は、吉岡清榮滝川市長が石狩川水対策協議会副会長と、中空知広域水道企業団企業長としての立場から、同ダムの建設促進をはかるとともに、水没住民等への対応を強力に推進したという背景があることを付記しておく。

たまたま、昭和五十六年八月、集中豪雨によって空知川が氾濫し、一時期近隣市町の水道施設での取水ができなくなったが、滝川市の取水施設は増設整備が完了して試運転中であり、その機能を一〇〇パーセント發揮し、濁度二、〇〇〇度以上の原水を浄水し、市内はもとより近隣市町の飲料水の供給を行い感謝されたものである。

有収率の向上 有収率を高めるために昭和五十二年頃から計画的な漏水調査、配水管の補修、給水装置の点検、夜間における区間流量調査や故障の発見と修理体制の強化に努めた結果、有収率は年々向上し、昭和五十一年度末では六七・〇パーセントであつたのが、平成元年度末現在では八二・八パーセントにまで伸びている。

この有収率は全道的に高い水準を占めているが、市水道部では更に有収率を高めるために不断の努力をしている。

江部乙地区簡易水道事業（十六丁目以北）

この地区は、滝川市江部乙町の北部に位置し、泥炭地質のため良質な水源を得ることが難しく、地域住民は移住以来飲料水の確保に苦勞をしていた。このため、以前から要望はしていたが、昭和五十

年ごろから上水道布設を強く要望するに至った。

市では種々検討の結果、国庫補助金導入の簡易水道事業による水道設置が最も適当であると判断し、地域住民と協議を重ね、市及び関係者が一丸となって努力の結果、昭和五十五年四月に北海道知事の認可を得て事業を推進することになった。

事業概要は、給水区域を江部乙町十六丁目以北とし、計画給水人口は八〇〇人、一日最大給水量二〇〇立方メートル、事業費は二億四、八〇〇万円(内、国庫補助金八、二五〇万円、受益者負担金一、九四七万円)である。工事は二か年継続の予定のところ、昭和五十五年七月に着手、十一月に竣工という短期間工事であった。

地下水(深さ二七〇メートル)を水源とする東十八丁目の東陽浄水場の運転管理は自動化され、機器等の異常警報は電話回線で富平浄水場等に通報するシステムとし、無人化した。

なお、この簡易水道事業は昭和六十一年度の上水道第六期拡張事業に併せて水道事業効率化のために統合されている。

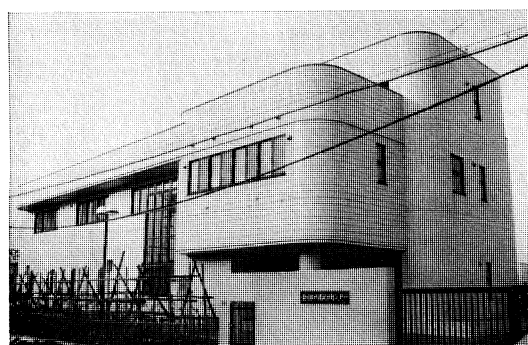
第六期拡張事業

中空知の中核都市として各種のプロジェクトを推進している滝川市は、今後更に生活用水、関連用水の需要増加が見込まれている。

したがって将来の安定した給水を確保するために、中空知広域水道企業団(構成団体 滝川市、砂川市、歌志内市)から用水供給を受けることを基本に、平成七年度完成を目標とした第六期拡張事業計画を策定し、昭和六十一年三月三十一日厚生大臣の認可を受けて現在事業を推進中である。この事業の内訳概要は、江部乙地区の給水区域の

拡張と、江部乙地区簡易水道事業の統合、更に市街地周辺部及び道立畜産試験場専用水道地区まで給水区域を拡張しようというものであり、計画給水人口六万人、一日最大給水量二万七、五〇〇立方メートル、事業費は二億三、〇〇〇万円(内、水道広域化促進地域上水道施設整備国庫補助六億六、二〇〇万円)となっている。

工事の内容は、中空知広域水道企業団からの受水に対応するため、黄金町東三丁目に配水池(RC造一、〇〇〇㎡×二池)の建設、配水センター(RC造、地上三階、地下一階延面積一、四七五㎡)の建設、配水管(φ二〇〇×φ五〇〇・DKCIP、延長九、六七四m)の布設、そのほか配水ポンプ、受変電設備、非常用電源、計装、運転制御、電算システム等である。



このうち、配水センターについては、市内一の坂町以北、江部乙

配水センター

町、東滝川地区の高台地区配水区域に全自動システム制御による配水ポンプ直送給水をするもので、計画一日最大一立方メートルの配水能力を持つとともに、市内全体の総合的水管理のため、企業団からの受水及び配水までを一貫した集中監視制御で安全かつ、効率的な事業運営を図るため設置されたものである。

水道料金の改訂

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき独立採算制を原則とする事業であり、収益的支出を賄うための料金収入が必要とされている。したがって昭和二十八年の創設以来、物価の変動、人件費・諸経費の増嵩等から現在まで九回(うち一回は消費税関連にわたり改定が行われている。そのうち、昭和五十五年以降においては、五十六年四月、六十一年四月、平成二年四月の三回にわたり前記事由によって料金が改定されている。なお、平成元年四月から適用された消費税は水道料金にも適用されることから、条例の改正により同年七月から料金に転嫁したところである。

消費税法の施行による条例改正を除き、前記改定にあたっては、事前に市営事業等調査審議会に諮問を行い、その答申に基づき市議会に提案、議決を得て決定しているものである。

新水道料金(平成二年四月一日より適用・消費税込)

用途別	基本料金(一か月につき)		超過料金
	基本水量	料金	
家事用	八立方メートルまで	一、七〇〇円	超過一立方メートルにつき 二七〇円
業務用	〃	五、一〇〇円	〃 三三〇円

上水道給水戸数・人口及び普及率(昭和五十四年度以降)

年度	行政区域		人口	給水状況		普及率	配水管延長 キロメートル
	世帯数	人口		世帯数	人口		
昭和五十四	一七、五一四	五二、二七九	一四、四七八	四四、六二三	八五・四	二二一・〇二	
五五	一七、八三二	五二、五四四	一四、九八八	四五、二六三	八六・一	二二九・五二	
五六	一八、〇二二	五二、五六七	一五、三二一	四六、〇五八	八七・六	二四一・一一	

浴場用	臨時用	福祉世帯用
一〇〇立方メートルまで	一〇〃	八〃
一、二、六〇〇	五、八〇〇	一、〇〇〇
超過一立方メートルにつき	〃	〃
一七〇	五八〇	二七〇

※ これに合わせて下水道使用料も値上げされた。(下水道の項)

中空知広域水道企業団の設立

滝川市では、昭和二十八年の通水以降、六期にわたって計画的な水道整備事業が行われており、平成元年度末現在の普及率は九六・一パーセントとなっている。

一方、将来の水需要の増嵩に対処するため、昭和五十八年に滝川市・砂川市・歌志内市の三市で中空知広域水道企業団を設立し、新設される滝里ダムからの取水と供給施設の整備をすすめている。

このうち、第一期工事としての取水・送水・浄水場施設は平成二年三月十日に完工し、三月三十一日通水式を挙行、四月一日から用水供給を開始した。

この中空知広域水道企業団設立の経過と現状については、本巻第五編第五章広域行政に記載したので、本節では省略した。

年度	総量	家事用	業務用	浴場用	臨時用	水道料金(千円)
昭和五四	三、〇二〇・一	一、六五二・五	一、三五五・三	七・八	四・五	三三一、〇七一
五五	三、一一六・九	一、七五〇・八	一、三五三・五	七・〇	五・六	三四一、六六五
五六	三、一三五・八	一、七八二・〇	一、三四〇・四	七・六	五・八	五一〇、五九四
五七	三、三〇八・八	一、九一〇・〇	一、三七八・九	一五・一	四・八	五四九、八〇八
五八	三、三八五・六	一、九八五・六	一、三七九・〇	一七・五	三・五	五六二、三八八
五九	三、五一九・七	二、一二六・一	一、三七五・二	一五・一	三・三	五八〇、九七一
六〇	三、五一一・八	二、一八四・六	一、三一〇・一	九・四	七・五	五七八、〇六四
六一	三、五八三・〇	二、二七四・二	一、二九二・八	六・七	九・三	六六六、三四四
六二	三、六六八・九	二、三三二・六	一、三二〇・三	八・六	七・四	六八七、五一一
六三	三、八四六・二	二、四四八・四	一、三八三・九	九・〇	四・九	七一八、六六二
平成元	三、九七二・七	二、五五一・一	一、四〇二・八	一五・三	三・五	七三五、四三二

上水道用途別給水状況(昭和五十四年度以降、単位一、〇〇〇立方メートル)

年度	総量	家事用	業務用	浴場用	臨時用	水道料金(千円)
昭和五七	一八、三六二	五二、七七四	一五、九六一	四七、〇六〇	八九・二	二五〇・一〇
五八	一八、五八二	五二、六九四	一六、一六一	四七、三七五	八九・九	二六一・九六
五九	一八、七〇〇	五二、四六四	一六、四一四	四七、三三七	九〇・二	二七三・五一
六〇	一八、七八二	五二、一五六	一六、六六二	四七、九〇六	九一・九	二八五・一一
六一	一八、八三八	五一、九一四	一七、〇二五	四八、六八〇	九三・八	三二〇・六六
六二	一八、八二四	五一、三三一	一七、一四九	四八、六八〇	九四・八	三三二・〇一
六三	一八、八三九	五〇、八一八	一七、一六四	四八、四一七	九五・三	三四八・四三
平成元	一九、〇〇二	五〇、三五六	一七、一七八	四八、四〇八	九六・一	三六一・四七

水道事業の沿革概要一覧

期	項目	創設	第一期	第二期	第三期	第四期	(第一次變更) 第四期	(第二次變更) 第四期	第五期	第六期
認可年月日		昭和二六・二・一	〃二九・六・二	〃三四・六・二七	〃三五・一・五	〃三九・二・七	〃四六・六・二四	〃四九・三・三〇	〃五五・九・二二	〃六一・三・三一
計画給水人口 人		九、五〇〇人	一四、五〇〇	同 右	一六、〇〇〇	四五、〇〇〇	同 右	同 右	四八、〇〇〇	六〇、〇〇〇
計画一日 平均給水量 m ³		二、〇二五m ³	二、九三〇	同 右	同 右	九、〇〇〇	同 右	同 右	一三、九七九	一九、八〇〇
計画一人一日 最大給水量 ℓ		三一九ℓ	二七七	同 右	二五一	二八〇	同 右	同 右	三九二	四五八・三
計画一人一日 平均給水量 ℓ		二二三ℓ	二〇二	同 右	一八三	二〇〇	同 右	同 右	二九四	三三〇
着手年月日	竣工年月日	昭二六・四 昭三四・三	二九・八 三四・三	三四・七 三五・三	三五・一一 三六・三	四〇・四 四七・三	江部乙町地区の給水区域拡張 江部乙町の合併による		四五・一〇 五八・三	六一・四 平成八・三(予定)
備考			滝川化学閉鎖による社宅給水のため給水区域・人口の變更	取水施設増設	給水区域・人口の變更	同 右			給水区域拡張・旧滝川市、	給水区域人口の變更、但し企業団からの受水時には受水能力を第四期に復元

旧江部乙町簡易水道

廃止	創設	認可年月日	計画給水人口	計画一日平均給水量	計画一人一日最大給水量	計画一人一日平均給水量	着手年月日	備考
〃 四六・三・三一	昭和四二・三・三一		三、五〇〇人	三五〇 ^m	一五〇 ^l	一〇〇 ^l	四二・七・二四 四三・五・一〇	滝川市水道事業の拡張による給水開始の日をもって廃止

江部乙地区簡易水道

廃止	創設	認可年月日	計画給水人口	計画一日最大給水量	計画一人一日最大給水量	計画一人一日平均給水量	着手年月日	備考
〃 六一・三・三一	昭和五五・四・二二		八〇〇人	二〇〇 ^m	二五〇 ^l	—	五五・七・一 五五・一・二九	十六丁目以北 上水道事業との統合により簡易水道事業条例は廃止された。

第三節 下水道整備

下水道整備のあゆみ 良質の水を確保することが快適な文化生活を営むために必要であると同様に、使用済みの排水処理もまた環境衛生上きわめて重要なことである。

特に、水資源を石狩川水系に求めていることから、終末処理場の

科学的機能による公共用水域の水質保全をはじめ、大雨による浸水防止、湿地の解消、道路用地の有効な利用をはかるなど、下水道の果たす役割りはいっそう重要性を増してきている。

滝川市では、開村以来環境衛生保全のために自治体関係者と住民が一体となって下水道施設の拡充整備につとめており、特に昭和三十一年からは都市計画下水道事業として積極的に取り組んでいるが、本格的な公共下水道事業に着手したのは昭和四十三年からである。

る。

昭和四十三年に建設大臣の事業許可を受けて第一期工事に着手以來、昭和四十八年に第二期工事、更に昭和五十四年から第三期工事と順調に事業は進捗し、滝川市における下水道は飛躍的に整備されつつある。

この間の経緯については、市史上巻第七編第三章第三節に詳述されているので、本節では第四期以降について記述した。

公共下水道第四期工事 第三期工事の完了を待たずに昭和六十一年六月に公共下水道の変更許可を得て第四期工事に着工した。

施工年度は昭和六十一年度から平成六年度とし、施工方法は二期・三期工事と同じく分流方式(雨水管と污水管を分離する)とし、施工区域は次のとおりとした。

施工区域

- 黄金町東一丁目から東四丁目全部
- 黄金町西一丁目から西四丁目全部
- 二の坂町東一丁目から東四丁目全部
- 二の坂町西一丁目から西四丁目全部
- 滝の川町東一丁目から東四丁目全部
- 滝の川町西一丁目から西三丁目全部と西四丁目の一部
- 滝の川町西五丁目から西八丁目全部
- 北滝の川の一部、幸町三丁

下水道排水橋



日から四丁目の全部

泉町の一部、東町八丁目の一部、二の坂町の一部

この事業の管渠延長は、四三一・三ヘクタール区域に、口径二〇センチから一八〇センチのヒューム管を使用し、雨水管用七〇・〇キロ、污水管六九・八キロ、計一三九・八キロを埋設する計画であり、終末処理場は石狩川流域下水道奈井江浄化センターを使用することとなっている。

これらの総事業費は、一三八億四、八〇〇万円、受益者負担金は一平方メートル当たり四八〇円と算定して工事が進められている。

公共下水道第五期工事

第四期工事中、更に区域の拡大を図り昭和六十三年度に下水道の変更認可を得て第五期工事に着手した。

施工年度は、昭和六十三年度から平成六年度とし、分流方式で施工区域は次のとおりとした。

施行区域

- 東滝川町一丁目から二丁目の一部
- 東滝川町三丁目から四丁目の全部
- 東滝川の一部

区域面積三八ヘクタールに、口径二〇センチから一三五センチのヒューム管を使用し、雨水管延長八・四キロ、污水管延長七・五キロを埋設する。

そのほか、流末雨水幹線にボックスカルバート〇・九キロ、計一六・八キロを埋設する計画であり、終末処理場は石狩川流域下水道奈井江浄化センターを使用する。

これらの総事業費は一二億九、六〇〇万円で、受益者負担金は一平方メートル当たり四八〇円と算定して工事が進められている。

特定環境保全公共下水道工事 第一期工事から第五期工事については、都市計画下水道事業であり、いわゆる都市計画決定の区域に、都市計画法及び下水道法に基づく認可を得て事業を実施するものである。

しかし、江部乙町地区に都市計画用途地域を決定するには、期間を要することから、更に下水道区域の拡大を図るため、都市計画法によらずに農山漁村の下水道整備を目的とした特定環境保全公共下水道という事業で、平成元年度に認可を得て工事に着手した。

施行年度は平成元年度から平成七年度とし、分流方式で施行区域は次のとおりとした。

施行区域 北滝の川の一部

屯田町西一丁目から西四丁目全部

江部乙町十丁目から東十二丁目一部

江部乙町東十二丁目全部及び東十三丁目一部

江部乙町西十丁目から西十三丁目一部

江部乙町の一部

区域面積一七四ヘクタールに、

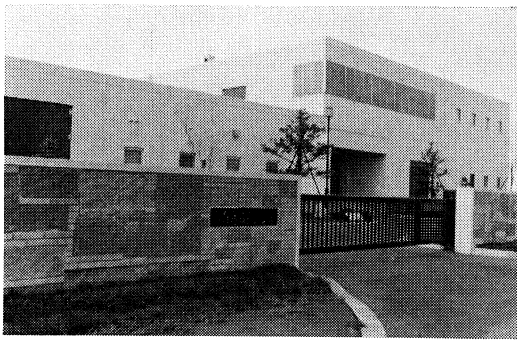
口径二〇センチから二二センチの

ヒューム管を使用し、雨水管延長

三二・九キロ汚水管延長三五・七

キロを埋設するほか、雨水幹線に

ボックスカルバート一・八キロ、



下水道 中継ポンプ場

計七〇・四キロを埋設する計画であり、地形の関係から西九丁目地先と西七丁目地先の中継ポンプ場を二か所設置し、終末処理場は石狩川流域下水道奈井江浄化センターを使用する。

これらの総事業費は六五億八、六〇〇万円で、受益者分担金は一平方メートル当り四八〇円と算定して工事が進められている。

これまでの市全体の下水道認可面積は一、五一二ヘクタールとなり、これに対する計画人口を五万三、七三一人として現在工事は順調に進捗中であり、平成元年度末の下水道普及率は全道で一番目となり、七七・二パーセントとなったところである。なお、東滝川にある道立畜産試験場の施設及び住宅については、平成二年度に下水道認可区域に組み入れ、平成三年度より整備を進める予定である。

公共下水道事業期別整備状況

平成二年三月三十一日現在

期別	区分		整備率(%)	備考
	計画面積 (ha)	実施面積 (ha)		
第一期工事	一一二・三	一一二・三	一〇〇・〇	
第二期工事	二〇七・四	一八四・〇	八八・七	
第三期工事	五三九・〇	四〇四・一	七五・〇	
第四期工事	四三一・三	一七八・〇	四一・三	
第五期工事	三八・〇	二八・〇	七三・七	
特環工事	一七四・〇	〇・〇	〇・〇	
合計	一、五一二・〇	九一六・四	六〇・六	

下水道審査委員会の廃止

滝川市では、下水道事業の円滑な運営をはかるため、下水道審査委員会制度を条例で定め、昭和四十四年七月から実施してきた。

委員会の任務は、おおむね五戸以上の居住者がいる私道敷地内に共同本管を設置する場合、又は災害その他特別の事情による委託工事費の減免について市長の諮問に応ずるというものである。

しかし、年々下水道整備地域が多くなったことと、下水道設置に對する市民の理解も深まり、委員会に諮問する必要も薄れてきたとして、昭和六十三年三月十一日をもって、この条例を廃止した。

なお、この廃止までに委嘱されたが、市史に掲載されていない委員は次のとおりである。

- 昭和五十六年二月一日委嘱(◎は委員長 ○は副委員長)
- ◎水谷 五一 ○相田 貞弘 古瀬忠四郎 秋山 義雄
 - ◎相田 貞之 芦沢 敬一 岡本 好夫(九・一八付)
 - 昭和五十八年七月二十一日委嘱
 - ◎相田 貞弘 ○種田 良一 山本 康照 加藤 初夫
 - 種郡 英夫 西岡 晃一 井上 昭
 - 昭和六十年八月一日委嘱
 - ◎相田 貞弘 ○種田 良一 山本 康照 加藤 初夫
 - 種郡 英夫 西岡 晃一 井上 昭

(六十二年七月三十一日で任期満了)

水洗化の状況

下水道施設が増えるにつれて水洗便所の普及率も年々高まってきている。従来から滝川市終末処理場で処理されていた一六七ヘクタールの区域のほかに、昭和六十一年三月から石狩川流域下水道奈井江浄化センターが運転開始され、処理能力は飛躍的に向上し、平成元年度末までには、九一六ヘクタール、対象人口は三万八、八五〇人となっている。

水洗化を促進させるために、市では昭和五十一年三月に、滝川市水洗便所改造資金貸付条例を定めたが、年々この制度を利用する市民が増加の傾向にある。

改造資金貸付状況

年度	戸数(戸)	基数(基)	貸付金額(千円)	備考
昭和五十四年まで	六八七	一、〇一八	一九四、四四〇	
五五年	五九	八五	一六、八〇〇	
五六年	一七	二一	四、一三〇	
五七年	二〇	二九	六、一九〇	
五八年	一六	二一	四、四七〇	
五九年	四	六	一、三二〇	
六〇年	一	一	二一〇	
六一年	一三七	一五七	三三、五二〇	
六二年	六四〇	七一八	一五四、六〇〇	
六三年	七一九	七九二	一八三、一五〇	
平成元年	三九三	四二八	一〇〇、九五〇	
計	二、六九三	三、二七六	六九九、七八〇	

年度別水洗化の普及状況

年 度	区分		下水 道 処 理 区 域		うち 水 洗 化 の 状 況		備 考
	面 積 (ha)	戸 数 (戸)	人 口 (人)	戸 数 (戸)	人 口 (人)	水 洗 化 率 (%)	
昭和 五四年まで	一三九	三、二二六	七、四〇〇	二、二三七	五、一〇〇	六八・九	一四・一
五五年	一五八	三、五七〇	八、三〇〇	二、五〇〇	五、七〇〇	六八・七	一五・七
五六年	一六〇	三、五八二	八、三〇〇	二、七二九	六、一〇〇	七三・五	一五・八
五七年	一六〇	三、五八二	八、四〇〇	二、八五〇	六、五〇〇	七七・四	一五・七
五八年	一六三	三、七八二	八、七〇〇	三、一三八	七、〇〇〇	八〇・五	一六・〇
五九年	一六七	四、〇〇五	九、〇〇〇	三、四〇三	七、四〇〇	八二・二	一七・〇
六〇年	一六七	四、一一六	九、一〇〇	三、五三一	七、六〇〇	八三・五	一七・三
六一年	三〇九	六、三六一	一五、三〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	五二・四	二九・七
六二年	四八八	九、一八五	二一、一〇〇	六、一七四	一四、六〇〇	六九・四	四〇・六
六三年	八三七	一三、一二〇	三六、七〇〇	九、一九〇	二二、五〇〇	六一・四	七一・五
平成元年	九一六	一三、八九〇	三八、八五〇	一、一四〇	二七、九七九	七二・〇	七七・二

注、普及率は処理区域の人口を行政人口(住民基本台帳による)で除したものである。なお、昭和六三年までの人口は、一〇〇人以下四捨五入した数である。

下水道使用料改定

平成元年十二月の第四回市議会定例会で、下水道使用料が水道料金とともに値上げが決定された。

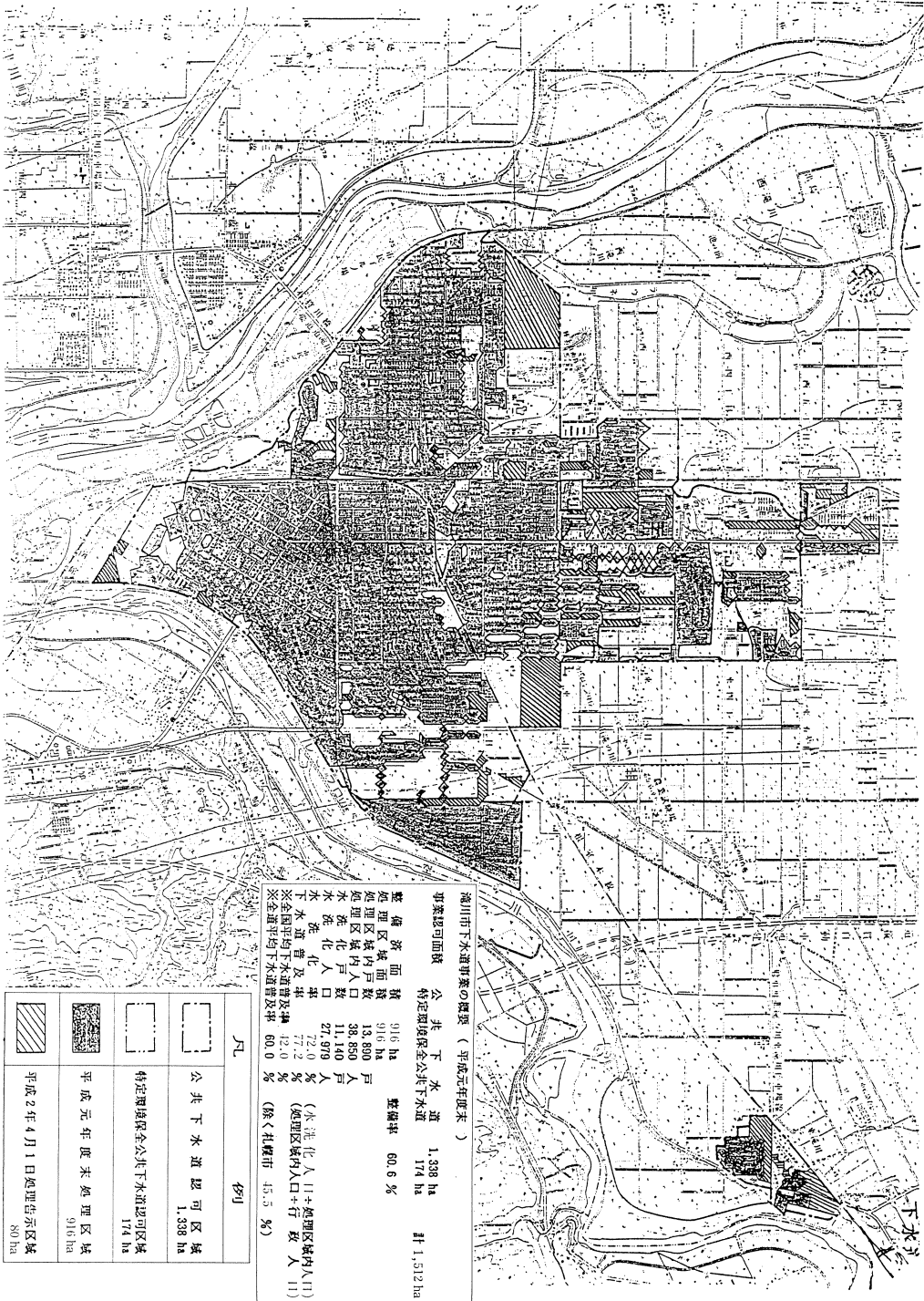
本市の下水道は、昭和三十六年に都市下水道として整備されたのが始まりで、四十三年度から公共下水道事業として国の認可があり、市街地を中心とする第一期事業に着手している。以来、現在は第五期計画事業の整備にかかっており、更に平成元年度からは江部乙地区の整備(特定環境保全公共下水道)に着手、平成元年度末における

滝川市の下水道普及率は七七・二パーセント(全道平均は六〇・〇パーセント、札幌市を除くと四五・五パーセント)に達している。

一方、公共用水域の水質保全に滝川市ほか五市二町の生活環境向上を図る目的で、昭和四十九年度から北海道が事業主体となって狩川流域下水道事業が進められており昭和六十一年三月末に奈井江浄化センターが運転を開始、滝川市を含む一部の市町が供用を開始している。

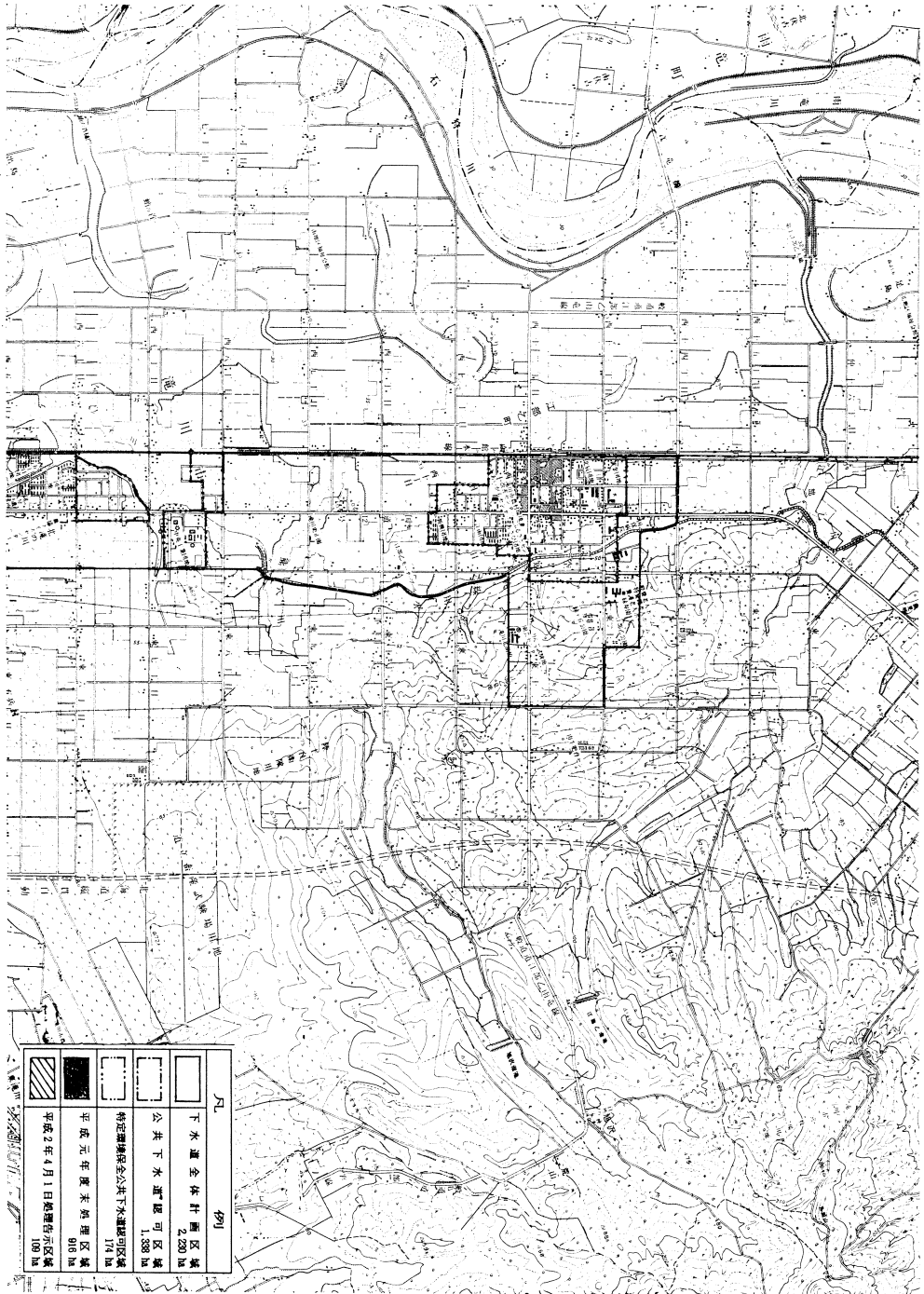
こうした下水道整備事業には多額の費用がかかり、国庫補助金、

下水道処理区域図



瀬川市下水道事業の概要（平成元年度末）
 事業認可面積 公 共 下 水 道 1,338 ha
 特定環境保全公共下水道 174 ha 計 1,512 ha
 整備率 60.6 %
 整備区域面積 916 ha
 処理区域面積内戸数 13,850 戸
 処理区域人口 33,850 人
 処理区域人口+行 政 人 口 21,919 人
 下水道普及率 77.9 %
 ※全国平均下水道普及率 60.0 %
 ※全国平均下水道普及率 45.5 %
 （※池田人口+処理区域人口）
 （処理区域人口+行政人口）

凡	例
	公共下水道認可区域 1,338 ha
	特定環境保全公共下水道認可区域 174 ha
	平成2年度末処理区域 916 ha
	平成2年4月1日処理指示区域 80 ha



起債、受益者負担金で建設費が賄われており、市の下水道では、現行の使用料の八四パーセント値上げをしなければ採算に合わないとしていた。しかし、水道料値上げと同様に急激な市民負担の増加を避けるために、一般会計の繰入金や、資本費平準化債（起債の償還の財源に充てるための起債）の借入れを行うなかで、平均改定率を五一・〇四パーセントに押えて負担の軽減をはかった。また、水道料金と同じように家事用・福祉世帯などの改定率を低くするように配慮した。

新下水道使用料金（平成二年四月一日より適用・消費税込）

用途別	基本料金（一カ月につき）		超過料金
	基本水量	料金	
家事用	八立方メートルまで	一、四六〇円	超過一立方メートルにつき 一九二円
業務用	二〇〇〃	四、二〇〇〃	二二九〃
浴場用	一〇〇〃	二、七六〇〃	三四〃
臨時用	一〇〃	四、一九〇〃	四一九〃
福祉世帯	八〃	八九〇〃	一九二〃

石狩川流域下水道事業 流域下水道とは、市や町の行政区域にとられず、一つの河川の流域を単位とする広域的な下水道で、各市町村の公共下水道から流れてくる汚水を集め終末処理場で一括して浄化し、公共用水域（河川、湖沼、海）に放流する方式の大規模な下水道施設である。

石狩川流域下水道事業は、北海道が事業主体となり、滝川市・芦別市・赤平市・砂川市・歌志内市・美唄市及び奈井江町の六市一町（昭和六十三年五月十九日新十津川町が加入して六市二町となる）の区域を対象

とし、昭和四十九年度事業着手、平成七年度完成を目標とした遠大な計画のもとに始められたものである。

この事業の概要や、石狩川流域下水道組合設立の経過、現状等については、第五編行政、第五章広域行政に第十一節を新設し記述したので本節では省略するが、本事業の推進により滝川市の下水道整備は、ますます充実がはかられている。